

平成27年第6回上里町議会定例会会議録第2号

平成27年12月8日(火曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 岸智敏君
総合政策課長 片岡浩一君	税務課長 須長正実君
町民福祉課長 板垣延雄君	子育て共生課長 山田隆君
健康保険課長 山下容二君	高齢者いきいき課長 小暮秀夫君
まち整備環境課長 強矢賢君	上下水道課長 宮下忠仁君
学校教育課長 谷木章二君	学校指導室長 福島彰君
生涯学習課長 金井孝君	郷土資料館長 金井孝君
選挙管理委員長 宮崎光伸君	

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

開 議

午前9時0分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第6 一般質問について

議長（伊藤 裕君） 一般質問を続行いたします。

2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

2番（戸矢隆光君） 議席番号2番戸矢隆光です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、1、平成28年度事業について、(1)防犯カメラの設置について、(2)地域間交流の促進について、(3)ふるさと広報の宅配について、順次質問させていただきます。

上里サービスエリアのスマートインターチェンジもあと数日で開通というところまでやってきました。周辺の風景は1カ月前と大きく様変わりをしております。

毎年この時期になると、新年度の予算の策定や今年度の補正予算の対応などにより、1年の中でも最も忙しい時期となります。しかし、新年度事業についての意見や要望などについては今の時期と思い、質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、防犯ビデオの設置について質問をさせていただきます。

今年も様々な犯罪が発生をし、連日、テレビやラジオなどのメディアで大きく報道されております。年々事件も多岐多様にわたり、犯罪内容もますます残虐になり、対象年齢も低くなってきているように思われます。

そうした中、今は事件の手がかりや犯人にかかわるきっかけは、大多数が防犯ビデオの存在であります。以前は個人情報などの問題も多くあり、全国的に導入に対し積極的ではなかったように思われた時期もあったようですが、今ではこの機器がなければ、犯罪の解決はなかなか進んでいかなないように思われます。

町でも数年前から神保原駅や各小・中学校などに設置をしてきていると聞いておりますが、今の社会情勢を見ると、町の防犯対策の一環として、今まで以上に町の要所要所に積極的に設置をしてもいいのではないかと思います。

不審者対策を初め、行方不明者や、今後ますます増加をする高齢者の認知症の足取り搜索など、将来にわたり幅広く利用できるのではないかと思います。町長の御所見をお伺いいたします。

次に、地域間交流の促進について質問をさせていただきます。

上里町は、今までに他の市町村と文化やスポーツを通じた地域間交流について、積極的に取り組むことが少なかったように思われます。

地域間交流というと難しく考えがちに思いますが、特定の地域を選定して、文化やスポーツを通し、お互いの親睦を深めるといったものであります。

上里町は近隣の市町村の中でも大変スポーツの盛んな地域でもあり、年代別対抗戦などすぐにでも実施をできるのではないかと思います。

文化交流については、上里町に現在活動している指定文化財の金窪神社、三町諏訪神社、七本木神社などの獅子舞保存会、そして東音頭保存会の4団体であります。これらの保存会は、古くから伝わる伝統芸能を今日まで先人の方々より受け継いでおります。また、乾武神流川太鼓については、歴史はまだ浅いものの、この地域に限らず各地に出向いて演奏活動され、全国大会などに出場しております。それ以外にも大御堂の八十八夜の踊りなど、上里町には多くの文化が残っております。

ふだんは町内各地で各種の催し物に参加をいただいておりますが、これらの人たちに相手側の地域に出向いてもらい、また、相手側の地域の人たちには上里町の催し物などに出向いていただき、上里町では体験することのない出し物など演じていただき、交流を深めるといったものであります。ふだん地元の地域では見ることのできないほかの地域の文化に出会い、文化の認識を新たにするといった事業であります。

文化の交流の主体は地域の住民であり、当然、地域の住民や各種団体の協力なくしてはできないわけであり、予算も伴うわけであります。

最初は小さな結びつきでもやがては大きな輪になり、いろいろな分野での相互協力など深まればと考えるところでありますが、町長と教育長の御所見をお伺いをいたします。

続いて、ふるさと広報の宅配についてお伺いをいたします。

今年度の上里町の大きな出来事として、多くの人は、先ほど述べましたようにスマートインターの開通を挙げられるのではないかと思います。

上里町には、多くの先輩や先人たちがふるさとを離れて各地域で活躍をされております。しかし、ふるさとに頻りに訪れることができる人は少なく、多くの人は、ふるさとのことがいつも遠くから、頭から離れないのではないかと思います。ふるさとが今どうなっているのかというような気持ちを持っている人は、決して少なくないと思います。

先日、NHKで放映された、上里町超小型モビリティ実証実験発車式や、高速道路の休憩所に張ってあるスマートインターの開通のことなど、遠方の親戚や知り合いから連絡が来たとの話をしていた人もおりました。

そこで、町の発行する広報や刊行物など、希望者に送料代金込みで宅配ができれば、ふるさとをいろいろな理由によって後にした人たちにビッグなプレゼントができるのではないかと思います。町長の御所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 戸矢隆光議員の質問に順次お答えをさせていただきたいと思います。

それでは、1番の平成28年度事業についての御質問についてお答えを申し上げます。

の防犯カメラの設置についてでございます。

防犯カメラの設置につきましては、埼玉県防犯共助県づくり推進事業の補助制度を利用し、今年度事業までに、上里中学校を除く各小・中学校に合計6カ所、また、神保原駅周辺には北口に1カ所、南口に2カ所、合計3カ所に設置させていただいたところでございます。民間の商業施設等につきましては、独自に設置しているものも多く見受けられます。

防犯カメラの効果につきましては、その存在を表示するだけでも犯罪を予防する効果があると言われております。議員の御指摘の不審者対策や高齢者の行方不明者の捜索などにつきましては、その効果についても検討していかなければならないと考えておりますが、現在設置してある小・中学校だけではなく、各地区公民館や保育園、幼稚園など公共施設で人が集まるような施設に設置するようなことも可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

県の補助事業の内容につきましては、来年度以降は、自治会を事業主体として補助金を交付するというところで検討しているとのことでございます。

町といたしましては、補助事業を活用しながら、また、それと並行して、毎日行っている地域安全安心まちづくり推進委員による町内パトロール活動や、各行政区で行っている防犯パトロール隊、また本庄警察署とも相談をしながら、いろいろな角度から防犯の町づくりに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番の地域間交流についての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

今後、多くの自治体において、ますます人口の減少、高齢化が進んでくると考えられます。こうした中、それぞれの地域が持っている文化やスポーツで相互に交流を行うことは、文化の継承発展や人的交流、スポーツの活性化といった面から考えても意義あることと考えられます。相互交流によって文化やスポーツが発展することは、大きなメリットがあると考えております。

スポーツ少年団などは郡市や県の大会に参加していたり、文化に関しましては、郡市のコミニティー協議会の共催でふるさと芸能まつりを行ったり、また、上里町内においては郷土芸

能祭等もやっていただいております。今後の可能性は大きいと思われま。これらの団体の交流は一部ではありますけれども、今後の可能性は大きいと思われま。

今後、どのような地域間交流が可能なのか、それには将来的には地域間交流から他の自治体との防災協定、姉妹都市などに発展することもあるかと思われま。

詳しい内容につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思いま。

続きまして、平成28年度事業について、ふるさと広報の宅配についての御質問にお答えをさせていただきたいと思いま。

現在、広報かみさとは毎月1万800部ほど作成しており、ほぼ全町民に区長会を通じて配布しております。また、町のホームページでも閲覧できるようになっており、またスマートフォンタブレットの専用アプリでも平成27年4月から閲覧できるようになっております。

広報紙の郵送につきましては、現在、近隣市町や広報に有料広告を掲載させていただいている事業所などに無料で郵送をしております。

いつでもどこでも読めるよう、また読んでいただけるような広報紙づくりを目指しておりますが、町外にいらっしゃる上里町をふるさととする方々に対しましては、いろいろな方法で広報をご覧になっていただけるよう、御要望のある方に対しましては、まず御案内を各種窓口や広報ホームページ等に掲載し、郵送することについて検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 次に、教育長の答弁を求めま。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 戸矢隆光議員の私に対する質問、平成28年度事業について、地域間交流についての御質問にお答え申し上げます。

文化やスポーツの地域間交流は、地域の絆づくりやコミュニティーの形成、さらには生涯学習の推進をする上からも大きな意義があると思っております。

現在、スポーツに関しては、野球、サッカーなど同じ種目のものは比較的交流がしやすいため、県内で多くの大会等が開催されております。特にスポーツ少年団などは、郡や県をまたいでさまざまな親睦試合や練習試合、交流大会などが行われております。

有形文化財の地域的交流といたしましては、郡内の各市町が所有する資料を持ち寄った「児玉地方のはにわ大集合」を、早稲田大学本庄キャンパスの計らいで平成27年度に開催いたしました。この企画は平成28年度も継続して行う予定で、現在、各市町の文化財担当者が検討を進めております。

無形文化財につきましては、上里町長幡東音頭保存会をメインに、新町東音頭保存会や玉村町の横樽音頭など、樽を中心にした文化の祭りや、乾武神流川太鼓をメインに郡内の太鼓の団体や祭りばやしなど太鼓での交流が考えられます。さらに、かみさとふれあいまつりや郷土芸能祭などの各種催し物に、他地域の、例えば小鹿野歌舞伎、あるいは白久の人形浄瑠璃など県内の貴重な無形文化財に出演を要請する方法等も考えられると思います。

これらの事業は単発で行っても効果は薄く、事業が継続されなければ真価は発揮されないと考えております。将来的に双方向での文化交流を目指すのであれば、交流相手となる団体や自治体との協力、支援が必要でありますので、また、地域という定義につきましても、児玉郡市内から県全体もしくは近県との交流など、その範囲は様々でございますので、今後、関係部、各部署との協議が必要でありますので、今後研究してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

2番（戸矢隆光君） どうもありがとうございました。

それでは、幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、防犯カメラでございます。

先ほど町長の発言の中で、9基の防犯カメラが町内に設置してあるというようなお話を聞きました。

先日、行方不明の方が、2日間行方不明になったけれども無事にうちに帰ってこられたということで何よりでございましたけれども、そういった、これからは高齢者が非常に多くなってくれば、認知症等々、当然私たちもそういうことになるわけでございますけれども、そういったときにも、防犯カメラが要所要所があれば、どこのところに行っているのかなというの、全部が全部わかるわけではございませんけれども、比較的見つけやすい、どのような方面に行ったのかなということもわかるのではないかなと思うわけでございます。

そうした中で、町のほうも今後、前向きに設置をしていったらいいのではないかなと考えますけれども、もう一度町長の考えをお願いしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 県のほう、補助金につきましても、今後は、今までは教育施設に重立って補助金を出しておったわけでございますけれども、これからは自治会を主に補助金を出すと、そういうふうに言われておるわけでございます。

ただ、これもどこでもつけるということでは、プライバシーの問題だとかいろんな問題も生じてくるわけでございます。今後は自治会のパトロール隊をやっている皆さん方や区長の皆様方、そしてそういう皆様方と地域間交流の中で、どういうところが必要かというようなお話も聞く中で、本庄警察署とも相談をしながら、設置箇所については指定をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

2番（戸矢隆光君） 続きまして、地域間交流でございますけれども、地域間交流、町長また教育長も非常に、ほかの市町村でもいろんな知り合いの方が多くいると思います。町長については、もう3期町長をやられて4期目ということで、県内でも多くの首長の友人の方もいるのではないかなと思うわけでございます。

そうした中、まず最初に、県内の町村でもいいからこういうような事業、ふだん見られないような事業の話をしていただいて、持ってきて、町で見られないかなというような考えを持っているわけでございますけれども、それについていかがでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 私もたくさんの、埼玉県内の町村にはいろいろお友達もおるわけでございます。例えばでございますけれども、秩父の小鹿野町には、こども歌舞伎等もあるわけでございます。そういった歌舞伎等も来ていただければ大変ありがたいと、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、何せ費用対効果、効果のほうはいいんですけれども、費用が、歌舞伎なんか連れてきた場合、衣装だとかいろいろ道具があるわけでございますから、その辺のところへはどのくらい経費がかかるか、そういうことも考慮しながら考えていかななくてはならないと、そんなふうにも思っておるわけでございます。

地域間交流におかれましては、この郷土のふるさとの芸能につきましては、いつも行っておるわけでございますから、そういう交流は図られておるわけでございますけれども、町外のそういった大きなこともひとつ考えてみたいと、そういうように思っておるわけでございますけれども、その費用の点に、いろいろどうしてどういうふうにして費用の捻出ができるか、またどのくらいかかるかということも、今後の検討課題とさせていただきたいと、このように思っております。

議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

2番（戸矢隆光君） 地域間交流、このようないろんな交流をした中で、それがますます盛

んになってくれば、災害等いろんな面で、お互い相手が困っていればこちらからも出向く、またこちらが困っていれば相手も来ていただけるというような、そういった将来的なものも、最初からそういうのを目的とするわけではございませんけれども、行く行くはそういうところまで発展できるのではないかなということで、そういう地域交流もいいのではないかなと思うところでございますけれども、それについてはどうでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町は比較的災害が少ない町と言われておるわけでございますけれども、災害というのは天災でございますから、いつどういうふうにやってくるかわからないわけでございます。そういったときに災害協定等も結べるには、そういった地域間交流の中から生み出される協定が一番いいのではないかなと、そんなふうにも考えておるわけでございますから、今後の検討課題とさせていただきたいと、このように思っております。

議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

2番（戸矢隆光君） 教育長にお伺いをしたいと思います。

地域間交流、先ほどの小鹿野歌舞伎の話が出ました。その中で、1つの例として小鹿野歌舞伎を出していただいたわけでございますけれども、秋になると、連日、秩父のほうでは歌舞伎、はやし、そういうものが出てきているわけでございます。そうした中には、小学校の子どもから中学、高校生まで、非常に伝統的に引き継いでいるということでございます。

上里では、先ほど東音頭の話が出ましたけれども、なかなかそういうことが、若い人たちが育ってこないというような問題も、前にちょっと私も質問したことがありましたけれども、そういったほかのところから連れてくることによって、そういう町にある団体についても刺激になるし、また勉強になるのではないかな、意見交換等すればなるのではないかなと思うところでありますけれども、それについてはどうでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） この郷土芸能の継承につきまして、現在、東音頭、長幡の東音頭が長幡小学校の子どもたちの総合学習の中で、保存会の皆さん方に指導を受けながら、細々と申したらよろしいんでしょうか、第一歩が踏み出されたといったらよろしいんでしょうか、そんな形が今、出ております。また、七本木地区、獅子舞につきましても、子どもたちがその継承をしているという状況がございます。

やはり長いこと、将来にわたってその地域の芸能を継承していくのには子どもたちが身につ

けていただくことが、まず一番早いのかな、手っ取り早いのかなというふうな形に思っておるわけですが、そういう意味でいいますと、先ほど戸矢議員が話ありましたように、小鹿野こども歌舞伎ですか、学校が中心になりながら、学校の中の一環としてもやっている、あるいは、鷲宮町に催馬楽神楽というのがございまして、これも中学生が伝統的に継承を、部活動の中で継承しながら大人になっていくというような、そんな状況もございまして。多分、各ほかの地域においても、子どもたちがその地域の文化を継承するという意味で、大いに力を発揮しているのかなというふうに思っております。

そういうことでいいますと、御提案のありました子どもたちの活動の状況を交流の1つの起爆剤にするということにつきましては、私自身も考えて、大変重要なのではないかなというふうに思っております。

先ほど町長が申しあげましたように、その1つの団体を連れてくるということにつきましては、郷土芸能、非常に大きなものを抱えてやっております。特に催馬楽神楽あたりも何百万、あるいは千万単位の衣装を持ってやっているわけなんで、それらをこちらへ持ってくるということについては大変経費的にもかかる、そんなふうに考えております。

今後、研究をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

2番（戸矢隆光君） ふるさと広報についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、今後検討していきたいというふうなお話をいただきました。ふるさと広報ということで、広報紙、代金を、送料代金をいただいて、それでその中から送ってやるというような私は事業を考えております。

広報のすばらしさを知っていただくとともに、また、これから本格化するふるさと納税、そういうようなことも、やっぱりそういうことを見た中で、自分のふるさとはこれから、今どうなっているのかなと、ふるさと納税募集しているんなら少しやってやるかなというふうなことも出てくれば、そういう効果もあるのではないかなと思っております。

私は、だからこういうような小さい事業でも、やがていようなPRによってはでっかくなってくるのかなと思っております。それについてどう考えておるか、町長の考えをもう一度お聞きしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ふるさと納税につきましては、先般も一般質問をいただく中で、来年度、28年度からやらせていただくと、そういう今段取りになっておるわけでございます。

御存じのとおり広報の有料広告、そういう方につきましては無料で配布をしておるわけですが、かみさと広報はしておるわけですが、今後は希望のある方につきましては、郵送料代ぐらいで窓口をつくってやれたらいいなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

2番（戸矢隆光君） ありがとうございます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

議長（伊藤 裕君） 2番戸矢隆光議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時30分休憩

午前9時45分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） おはようございます。議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。通告に基づき一般質問を行います。

今回の質問は、ごみ問題について、国民健康保険について、マイナンバー制度についての3点です。

それでは、質問をさせていただきます。

1、ごみ問題について。

パリでは、11月30日から国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催され、2020年以降の地球温暖化防止の新たな国際協定を決める重要な議論が始まっています。世界の平均気温上昇を、1850年当時の産業革命期から2度未満に抑えることを目標に、真剣な議論が行われているところです。

国のエネルギーや環境政策と同時に、身近なCO₂の削減も必要と考え、日常的な細かい問題を含め7点お聞きしたいと思います。

高齢者世帯などの使用済み小型家電回収について。

年2回の持ち込みによる小型家電回収が2年目に入り、住民も大いに利用し、大変助かっています。この家電回収開始時から、持ち込みができない高齢者世帯等の回収の課題がありまし

た。持ち込めないが回収を希望する場合、事前に希望することで回収に回ってもらえる方法はあるのでしょうか。お聞きします。

剪定枝のチップ化で焼却減を。

毎年、春から夏にかけて、どこの家庭でも庭の木々の剪定が行われます。現在、剪定枝は可燃ごみとして縛って指定ごみ袋をつけるか、細かく切って袋に詰めるなどして出しているわけですが、小型家電同様に、年一、二回からでも回収を開始してはどうでしょうか。現在は造園業者等が直接搬入している剪定枝なども焼却してしまっていますが、そうしたものも含めチップ化することで、焼却量を減らし、安全な堆肥を作ることができます。

高齢者世帯などの粗大ごみの運び出しについて。

粗大ごみはリクエストにより一定の料金で回収してもらえますが、粗大ごみを決められた日の8時半までに家の前に出すことは、高齢世帯等では困難です。先日視察した東京都日野市では、リクエストのときに伝えておけば、3点までの持ち出しは無料で業者が行うとのことでした。今後、高齢化と核家族が進む中で、ますますこうしたサービスが必要になると思いますので伺います。

5Rの推進とリターンのPR強化について。

ごみ問題を考えるとき、リフューズ、ごみになるものを断る、リデュース、ごみを発生させない、リユース、繰り返し使う、リペア、修理して使う、リサイクル、再生利用する5つのRの推進がいられています。マイバッグを持参していても、商品と一緒に包装袋や容器などを家庭に持ち込んでしまいます。持ち込まれたものをごみにせずリサイクルに回すためには、分別の徹底が必要になってきます。自治体の分別とあわせ、商品を買っているお店にお返しするリターンのアピールをしてはどうでしょうか。

生ごみ処理方法の取り組みと補助について。

水分を含む生ごみを処理することは、ごみ問題を考える上で重要です。町はコンポストの補助制度をやめましたが、この間、神奈川県葉山町や寒川市、東京都日野市などの視察先において、木箱を使ったキエーロや、段ボールコンポストなどの補助の取り組みを見てきました。いずれも手軽で、生ごみが土に変わるというもので、衛生面、使い勝手からも利用価値が高いと感じました。こうした処理法を研究し、補助制度を復活させることについて伺います。

少人数世帯のごみ袋のサイズ問題。

ごみはきちんと分別すれば、それほどたまりません。少人数世帯では、現在、指定袋の小さいほうでも大き過ぎる場合があるようです。分別品目をさらに増やすことを望むと同時に、今後ますます高齢者世帯や少人数世帯が増えていくと予想されますので、指定ごみ袋のほかにその他の透明袋での排出も可能となるよう、広域圏で提案していただくことについて、町長の考え

を伺います。

関心がある住民によるごみゼロサポーターの呼びかけを。

環境問題は、住民の協力が大きな力を発揮しやすい課題だと考えます。ごみ問題に関心のある方の協力を得て、分別の徹底を呼びかける、わかりやすいチラシを作っていただくことに協力を願う、また、コンポストを实际使ってみて広げていただくなどの中心になって活用していただく、こうした方が増えることが、ごみ減量の推進には大きいのではないかと考えますので、ごみサポーターについての考えをお聞きしたいと思えます。

2、国民健康保険について。

国保の広域化の現状と見通しについて。

埼玉県では、平成22年に第1次埼玉県市町村国保広域化等支援方針を策定し、25年には国保法改正を踏まえて第2次広域化等支援方針、27年3月には、30年3月31日までを期限とした第3次広域化等支援方針を策定し、新たな都道府県と市町村との共同運営体制への円滑な移行に向けて、市町村国保事業のさらなる広域化、効率化を推進するとしています。

広域化は、約2年後に迫ってきています。そこで、広域化の現状と見通しについて伺いたいと思えます。

国民健康保険料の引き下げをについてお聞きします。

広域化した場合の保険料は、平準化を図るために、賦課方式を所得割と均等割りの2方式とすることが適当とされていましたが、現在、上里町においては4方式になっています。広域化で一番心配するのは、今でも払い切れない高い保険料がより高くなるのではないかとということです。

保険料は県内一律となるのか、各自治体の負担額を決めた中で市町村独自で保険料を決めることができるのか、現状での方向性をお聞きしたいと思えます。

同時に、政府は3月3日、国保の運営主体を都道府県化することを閣議決定すると同時に、公費拡充等による財政基盤の強化として、毎年3,400億円の財政支援を決定しているところで

す。2015年度から、低所得者対策として1,700億円の支援が始まっていると思えます。措置されたこの支援額を使い、高過ぎる保険税の引き下げを行うことについて、町長の考えをお聞きしたいと思えます。

短期保険証と資格証明書の廃止を。

ここ数年の議会や要望団体への説明を聞いていますと、短期保険証や資格証明書の発行目的は、滞納している方たちとの相談の機会を得るためとのこと。しかし、決算審査では、2014年度は短期保険証65世帯、資格証明書21世帯でしたが、取りに来ない世帯が多いとの報告

でした。

相談の機会を得ることが目的であれば、短期保険証や資格証明書を廃止して、一人で苦しんでいないで相談に来ていただきたいという町のメッセージを添えて保険証を郵送し、早期に相談がしやすいようにすべきではないでしょうか。町長の考えをお聞きします。

3、マイナンバー制度について。

マイナンバー制度の導入には、情報連携システム、機械制度の基幹インフラシステムの構築費や制度導入のための広報費用など、既に3,400億円ともいわれています。今後、町は制度の維持費にどのくらいかかるのでしょうか。

一方で、政府機関発注のマイナンバー関連事業の発注額862億円の約9割に当たる772億円が、マイナンバーの政府検討会議で委員を務めていた大手電機企業9社が受注しています。誰のための制度なのか疑問です。

費用対効果について、リスクを上回る利便性があるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

現在は、行政機関や民間企業においても、個人を特定する情報や、個人の行動に関する事柄が積極的に蓄積、流通されています。

今年6月、日本年金機構から約125万件の個人情報が出ました。去年は、通信教育大手、ベネッセコーポレーションから1,000万件を超える顧客情報が不正に持ち出されています。意図的に情報を盗んで売り渡す人間がいるわけですから、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステム構築は不可能です。そして、一度漏れた情報をきれいに回収することは不可能です。

マイナンバーは、住民票を持つ全ての国民に強制的に付番される制度であり、今後様々な手続きで必要になるため、受け取りを拒否もできず、個人番号の保管や携帯が必要になります。カードの盗難や紛失、不正取得やカード偽造、成り済まし犯罪の危険も避けられません。このようなりスクを全ての国民が負わされるわけです。

こうした大きなリスクを上回るような利便性として何があるのでしょうか。お聞きします。

従業員の個人番号の管理が求められていますが、町内業者の準備は整っているのでしょうか。

日本情報経済社会推進協会が3月に行った、従業員50人以上の国内企業を対象に行った調査では、マイナンバー制度へのシステムを完了した企業は18.2%でした。従業員50人以下の企業ではもっと低いと思われます。

中小企業にとって、セキュリティー費用や新たなシステム対応のための費用も技術も伴いません。町内の事業所の実態はつかんでいるのでしょうか。お聞きします。

国に対し、マイナンバー制度の導入を延期し、見直すよう求めること。

10月から番号通知の発送通知が始まっています。当初計画では、11月末日までには全国5,400万世帯に届け切る予定でしたが、配達間違いなどが相次ぎ、自治体が、希望をしていないのにマイナンバーを住民票に記載するミスなども起こっています。厳重管理が必要な個人のプライバシーを扱う制度でありながら、これでは不安が募るばかりです。

G 8、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシアの中でも、日本のように全員強制、生涯不変、官民共通利用の番号制度を導入している国はありません。強制付番の韓国では、2008年から7年間で、累計2億人以上の個人情報流出しているとのこと。国や自治体の準備態勢も国民の理解も不十分な中での導入は、振り込め詐欺を超えるような様々な犯罪の危険が伴うことが予想されます。

この制度を当面中止しても、国民生活には支障はありません。慌てた導入を見直して、将来的には、このマイナンバー制度そのものをやめる、見直す、こうした考えを国に上げていくことについて、是非要望したいと思いますけれども、町長の考えをお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤議員から盛りだくさんの質問をいただいたわけでございますけれども、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、1番、ごみ問題についてのお尋ねのうち、高齢者世帯等の使用済み小型家電回収についてでございます。

小型家電の回収につきましては、平成26年度から導入し、ボックス回収、イベント回収、リクエスト回収の3つの方法があります。

ボックス回収につきましては、役場総合案内所脇に設置し、持ち込みいただいた15センチメートルかける30センチメートルの投入口に入るものを無料で回収をしております。

イベント回収につきましては、年2回、役場駐車場に自己搬入いただいた家電を無料で回収しておりまして、ボックス回収できないような家電も受け入れております。

リクエスト回収につきましては、まち整備環境課の窓口にて事前申請及び料金を納入していただきまして、第2、第4月曜日に玄関前などに出されたものを回収しております。

これらの制度につきましては、町が無料や少額で回収を行うことから、不法投棄の数量も減少し、事業の効果が出ているものと思っております。

高齢者世帯、障害者世帯などの方は、部屋の中から玄関前まで運び出すことが一苦勞で、自分で運び出すことが難しい方もいるのではないかと認識しております。業者への依頼をするこ

とで運び出すことはできますが、有料となり、費用負担が必要と思われます。高齢者世帯、障害者世帯などの社会的弱者の小型家電の回収につきましては、頻繁に生じるような対応を町が全て行うのは、管理上も難しい状況でございます。

まずは、年2回のイベント回収時に、お住まいの地域の区長、班長、民生委員・児童委員の御協力によりボランティアで運んでいただけないかなど、区長会総会、民生委員・児童委員協議会の会議で話し合ってもらいたいと思っております。

また、お住まいの地域の介護予防支援に関わるボランティアの育成を行い、地域の人々など周囲の人が支え、共助の仕組みで支援する高齢者の生活支援体制の整備を図り、新しい総合事業の開始に向けて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、剪定枝のチップ化の焼却減でございます。

現在、剪定枝の処分につきましては、小山川クリーンセンターにて、可燃ごみとして受け入れ焼却処分をしております。

沓澤議員の御指摘の剪定枝のチップ化について、県内の自治体の取り組みを調査したところ、県内では熊谷市、加須市、狭山市がこの制度を導入した実績がございます。

熊谷市においては、平成26年度の1年間のみ剪定枝のチップ事業を実施しました。市内3カ所に拠点を設け、委託業者のコンテナを1週間程度設置しております。そこに一般市民が自ら剪定枝を持ち込んで、委託業者が定期的に回収を行うという仕組みでございます。先進的な取り組みでございましたが、搬入量が想定を大きく超えてしまったり、業者からの持ち込みを防止する対策が必要だったりと、その運用には苦労が多かったとのことでございます。

加須市、狭山市に関しましては、木材加工を行う業者に対し、搬出者が直接剪定枝を持ち込んで、その手数料を支払うというものでございまして、これらについても、市がその経費を全額負担しているというものでございます。

剪定枝のチップ化等につきましては、廃棄物減量化に有効である反面、高額な経費を伴うものでございます。また、上里町においては、廃棄物処理を児玉広域で行っていることから、剪定枝のチップ化につきましては、受入側である小山川クリーンセンターの体制調整が必要でございまして、上里町単独での制度導入は不可能でございます。他の市町と児玉郡市広域圏組合の意思統一が必要となってくるわけでございます。

全国には、様々な形で剪定枝のチップ化、堆肥化等により、焼却ごみの削減に取り組んでいる自治体がございます。上里町といたしましては、関係市町と協力し、成功している事例などを参考にしながら、焼却ごみの削減に関する調査、研究を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、 の高齢者世帯等の粗大ごみの運び出しについての御質問でございます。

家庭系の粗大ごみは、まち整備環境課に申し込みをいただいた上で、自宅の前に出されたものを収集に何うリクエスト収集を、毎月第2、第4月曜日に行っております。

特に高齢者世帯などは、部屋の中から自宅の前に出すのが困難なこともあるのではないかと推察するところがございます。

このような場合の対応として、上里町社会福祉協議会が実施しております高齢者等生活応援隊のサービス制度がありますが、活用いただければと思っております。粗大ごみの大きさにもよりますが、ボランティアとして協力して、協力会員が2人での対応となります。また、粗大ごみの運搬は、上里町シルバー人材センターのサービスがあり、部屋の中からの運び出しから清掃センターまでの運搬業務を行っております。

今後も高齢化に伴い、生活支援体制の整備が急務となっていると痛感をしておるところでございます。このため、高齢者世帯が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、住民主体の団体などが多様な生活支援サービスを充実することで、地域の支え合いの体制を推進する生活支援・介護予防推進協議会を平成27年6月に設置したところがございます。

この協議会では、高齢者の地域ニーズの把握・情報収集、生活支援サービス創出のための企画・立案・方針策定、地域の支え合い体制づくりにおける意思の統一、多様な団体への協力の依頼の働きかけなどを協議しております。今後は、こうした介護予防支援に関わるボランティアの育成を行い、高齢者の生活支援体制の整備を図り、新しい総合事業の開始に向けて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、4番の5Rの推進とリターンのPR強化でございます。

現在、ベルク、ベイシア、ヤオコーなどの大型スーパーにおいて、社会貢献活動の一環としてペットボトルや缶、瓶、食品トレー、牛乳パック、古紙等の回収を行い、リサイクルにつなげる取り組みを行っております。また、上里町におきましても、資源ごみの分別回収への補助やリサイクル団体が行う資源回収事業への補助を行うなど、ごみの削減やリサイクルの推進に取り組んでいるところがございます。

沓澤議員が御指摘のとおり、町民がこれらの大型スーパーなどに資源ごみを返却することにより町の行政負担が軽減することについては、歓迎すべき点であると思っております。例えば、東京都日野市では、ごみの発生回避、抑制、再使用、再生利用の促進に加え、販売店への返却を促す取り組み強化を行っております。

リサイクルを進めるためには、行政の取り組みにせよ民間事業者の取り組みにせよ、多様化するライフスタイルにいかにかマッチングさせるか、これが課題であると考えております。

上里町といたしましては、民間業者のリサイクルに関する先進的な活動について広く町民に周知するなど、それぞれの事業者と連携し、焼却ごみの削減やリサイクルの推進に取り組んで

まいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、5番の生ごみの処理方法の取り組みと補助についてでございます。

上里町におきましても、生ごみの堆肥化を目的として、平成11年度から平成22年度まで生ごみ処理機等に対する補助が行われ、生ごみの削減に取り組んだわけでございます。

堆肥化を成功させるには、堆肥化に関する知識はもちろん、通風、風通しや気温などの適した環境、そして管理を行う手間が必要です。うまくいかないと悪臭や害虫が発生するケースもありまして、定着しなかった原因の1つではないかと考えております。平成22年度に行われた各種補助事業等の見直しにおいて、補助制度を終了させていただいたところでございます。

カット野菜の購入や外食回数の増加などライフスタイルの変化もあり、各家庭においては、野菜くずや食べ残しによる生ごみの割合は減少の傾向にあるようでございます。生ごみの削減に関しましては、各家庭において、必要な材料だけを用意する、食べ残しをしない、水切りを徹底するなどの取り組みを徹底していただくよう、機会を捉え情報を発信してまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、少人数の世帯のごみ袋のサイズ問題でございます。

指定ごみ袋を採用している目的は、不燃ごみと可燃ごみの分別の徹底や、統一された袋を使うことにより、ごみ出しマナーの向上、半透明や透明にすることによる収集作業時の安全確保、そして独自のデザインによる他の地区からの持ち込みを防止する、また有料であることから安易な排出が抑制され、ごみの排出量の削減に対しても効果があるとされております。

高齢者の単身世帯などにおいては、分別を徹底するなどによりごみはほとんど出ないため、もっと小さな指定ごみ袋は用意できないかとの御指摘でございます。

現在、可燃ごみ袋におきましては、大きいサイズが45リットルと小さいサイズ30リットルが用意されております。この指定ごみ袋は、児玉郡市で統一した規格のものを採用していることから、その規格の変更にあたっては、児玉郡市全体に影響する問題でございますので、児玉郡市内の4市町と児玉郡広域圏組合で構成する清掃行政研究会において議論の機会を設けてみたい、このように思っておるところでございます。

次に、7番の関心がある住民によるごみゼロサポーターの呼びかけをでございます。

沓澤議員の御指摘のとおり、廃棄物の減量のためには、町民一人一人の取り組みが重要であります。全てのペットボトル、空き缶や瓶などの資源ごみが、ごみ袋に入ることなく再資源化されることが目標であります。

8月に行った区長会において、町が行っている資源回収の取り組みと、行政区に対する奨励補助金について説明をさせていただきました。また、児玉郡市広域圏組合が収集した資源ごみを売却することで処分費の一端を賄うことができるなど、資源回収事業の有益性について理解

をいただいたところでございます。

また、リサイクル団体は、現在、35団体ございますが、町の奨励補助金の後押しもあり、平成25年度が671トン、平成26年度が734トンと、その回収量も確実に増加し成果を挙げているところでございます。

町民みずからがごみを減らす取り組みについて考え、実行しているこの取り組みについては、より一層の充実を図るとともに、生ごみの削減の重要性などとあわせ、その周知、啓発にも力を入れていきたいと考えておるところでございます。

沓澤議員によるごみゼロサポーターの御提案につきましても、住民へのPRや指導の充実を狙いとしたものと思われます。通常のごみの出し方は、ホームページやくらしの便利帳に掲載し、周知を行うだけでなく、行政区長や班長に御協力をいただき、住民の指導や啓発を行っております。また、今年度は、より見やすく整理したマニュアルを作成する計画でございます。

資源ごみ等の分別排出に関しましては、町、リサイクル団体、大手スーパーの各取り組みについて、今後、多くの機会を捉え、民間と協働したPRを行い、リサイクル意識の醸成を誘導してまいりたいと考えておるところでございます。

上里町といたしましては、今後も現在の取り組みがより成果を挙げられるよう、PR活動の強化を図り、ごみの減量化とリサイクル率の向上を進めてまいりたいと思います。

次に、2番の国民保険についての 国保の広域化の現状と見通しについてでございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月に公布され、順次施行されておりますが、この中で、国民健康保険の運営のあり方の見直しが盛り込まれ、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うこととされております。

今後、国から県にガイドラインが示され、これを踏まえ、県は平成28年度中に国保運営方針を定め、市町村ごとの分賦金決定及び標準保険料率等の設定など詳細な内容を示す予定となっております。

平成27年度から平成29年度までは、第3次埼玉県市町村広域化等支援方針の対象期間であり、医療費分の賦課方式において、所得割と均等割の2方式を標準として県内統一することが示されておりますが、国保運営方針では、他の方式の継続についても認めるよう議論がされておるところでございます。

こうした現状であります。平成28、29年度の2年間は、県が示す標準保険料率を参考にしながら、分賦金の納付金額を確保できるよう税率を検討し、条例の改正などについて整備をしてまいります。

したがって、この期間は国保運営方針への円滑な移行を念頭に事務を進める必要があり、

現行の県支援方針に基づいた町国保の各種取り決め事項について見直しすることは、適当なタイミングではないと考えております。

平成30年度以降の国保制度について、現時点では県が国保運営方針を策定している段階であり、詳細を規定する関連政省令案についても検討中であり、お示しできる確定した情報がまだないわけでございます。

町といたしましても、同時進行する国保保険者標準事務処理システムの導入、保険者努力支援制度などの動向に注視しながら、移行に向け調査、研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、国民健康保険税の引き下げをについてでございます。

国保税の税額改定につきましては、最近では平成25年度に増額改定し、平成27年度には据え置きとした経緯がございます。

直近の平成26年度の国保会計の決算を見ますと、実質的な赤字額が約1億1,000万円という状況でございました。

一方で、保険給付費の支出済み額を見ますと、平成24年度が約21億7,000万円で、25年度は約22億3,000万円、26年度が約23億円となっております。約6,000万円ずつ増えております。将来にわたって高齢者が増えていく傾向であることからすると、減少していくことは考えにくい状況でございます。

今現在、赤字決算でありながら、このまま保険給付費が伸び続けていくと、国保会計の赤字はますます増大することとなりますので、結論から先に申し上げますと、現段階での国保税の引き下げは難しいものと考えております。

しかしながら、先の質問でも説明をいたしましたように、安定的な財政運営や効率的な事業確保などが可能になるとして、国保制度の安定化を図るため、平成30年度から国保運営の責任主体を広域化して都道府県とする国保法が改正されましたので、今後は保険税については、埼玉県が県全体の保険料収納必要額を市町村ごとの医療費水準と所得水準で案分して分賦金として県が町に賦課する仕組みとなります。

さらに、県はこの分賦金から算出した標準的な保険料算出方式と標準的な収納率に基づいた市町村ごとの標準保険料率を算定、公表することになっており、市町村ではそれを参考にした国保税を決定し、加入者から徴収する仕組みとなります。

したがって、町といたしましては、平成28年度から平成29年度にかけての標準保険料率が公表された後に、その標準保険料率に基づき、国保税の賦課方式や税率等について、国保運営協議会に諮問をし、検討してまいりたいと思っております。

次に、3番の短期保険証及び資格証明書の廃止についてお答えを申し上げます。

議員も御承知のとおり、国民健康保険法では、世帯主が特別な事情なしに1年以上保険税を滞納した場合、各市町村が保険証の返還を求めて資格証明書を発行できると定めており、その運用については町に委ねられており、当町では納税相談の機会を確保するため、認定審査会を設置して行っておるところでございます。

資格証明書となった場合は、医療機関の窓口で一旦は受診費用の全額を支払うこととなりますので、資格証明書に移行する前に、段階的に6カ月、3カ月の短期被保険者証を発行しております。

短期被保険者証は、通常の被保険者証と比較して有効期限が短いだけで、医療機関で通常どおり3割の窓口負担で済みますもので、皆さんの受診を抑制するといったものではございません。

短期被保険者証は郵送でなく御来庁をいただくようお願いをしておりますが、それは有効期間内の更新の際に、窓口で納付状況、負担能力の確認などを行い、納税相談の機会を確保するためのものであり、お手間をかけることではございますが、御理解をいただければと思っております。

国民健康保険制度は、保険の方式を用いて、加入している被保険者の皆さんが保険税を出し合い、それに国・県等の負担金を加え、町が運営しておるところでございます。保険制度を維持するため、また期限を守って納付している方との公平性を保つため、法的に規定があるこの仕組みを引き続き運用してまいりたいと考えております。

しかし、議員が御心配のとおり、この運用によって、医療を受ける必要があるのに受けられないという状況があってはならないと考えております。資格証明書や短期被保険者証の発行通知の際には、納税相談のお知らせや、納付困難な方のために、国民健康保険税に係る特別の事情等に関する届出の申請用紙を同封しております。広報などにもその旨を掲載しておりますが、今後は掲載記事についてわかりやすく、また相談しやすいものにしていければと考えております。窓口対応につきましては、税務課と健康保険課が協力して、丁寧な対応ができるように努めてまいりたいと思っております。

今後も滞納者の経済的、社会的事情などをお聞きし、保険税を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられる場合には、資格証明書を交付されていても短期被保険者証に切り替えることをしっかり見極め、実施してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、3番のマイナンバー制度についての御質問について、の費用対効果についてでございます。

国では当初、マイナンバー制度を構築するための事業費として、最大で約5,000億円の必要があると試算してまいりましたが、その後、番号通知カードを紙製にする、住基ネットを整備

する際に導入した端末を個人番号カードの認証及び管理機器として使用するなど様々な費用削減に努め、総事業費を3,000億円規模に圧縮することに努めてきたところでございます。

町でも、マイナンバー制度に対応するために、既存の業務システムの改修、条例の整備及び情報セキュリティの強化など、様々な対策を講じてまいりました。

業務システムの改修費用は、平成26年度においては1,537万3,000円、平成27年度におきましては1,693万2,000円となっており、総額3,230万5,000円の経費を投じてきたところでございます。

一方、日本年金機構の情報漏えい問題の際の事故対応では、国全体で10億円以上、また、年金記録喪失問題の事故に対応する今日までの2,000億円以上の経費がかかっているとされております。

過去の様々な経験から、初期に制度やシステムを正しく設計し、確実な仕組みとセキュリティを構築することにより、余計な事故対応に要する経費を未然に防ぐことが重要とされております。

マイナンバー制度の構築費用の妥当性については、マスコミ等において様々な試算が示されておりますが、国として、マイナンバーを活用した公平な納税と行政の効率化を推進することにより投資額に見合った成果が挙がるという見解を示しております。

実際のところ、マイナンバー制度の運用がこれから始まろうとしている現段階では、費用対効果を正しく試算するのは困難と言わざるを得ません。また、マイナンバー制度は、公平・公正な社会実現のための一種のインフラとしての位置付けとなっていることから、効果を定量的に評価すること自体が困難であります。

町といたしましては、来年1月から運用が開始されるマイナンバー制度については、その基本理念でもあります住民の利便性の向上、行政運営の効率化、公平・公正な社会の実現に資するよう、適正な運用を進めてまいりたいと考えております。

今後の維持費につきましては、平成28年度当初予算編成を通じて、システム全体の維持費の予算見積もりを行っている状況でございます。また、システム維持費はマイナンバー制度によらない部分も含めており総括的に試算されまして、マイナンバーのみに特化したシステムの維持費の全額を申し上げることは困難でございますので、御了承を賜りたいと存じております。

続きまして、リスクを上回る利便性はあるのかでございます。

マイナンバー制度導入にあたり、あらゆる個人情報マイナンバーに紐付きで管理され、個人情報が国により一元管理されるのでは、マイナンバーが漏れるとあらゆる個人情報が芋づる式に漏れてしまうのではと、かねてより懸念をされてまいりました。

しかし、マイナンバー制度では、個人情報の管理は従来どおり、税の情報は税務署、健康保

険の情報は市町村や健康保険組合といったような分散管理をすることで、芋づる式の情報漏えいを防止してまいります。

今後、行政機関は、情報提供ネットワークシステムという高度な暗号化通信技術を施したシステムを利用し、他の行政機関が保有する個人情報の照会を行います。照会を受けた他の行政機関は、誰が何の目的でこういった情報を照会してきたのかを確認の上で、個人情報の提供を実施します。インターネット検索による自由な閲覧ができるようなシステムではなく、照会側と提供側でそれぞれ職員による作業が必要となる仕組みでございます。

情報提供ネットワークシステムを通じて提供する情報は、全て暗号化されるとともに、通信情報にはマイナンバーではなく符号を使用しての通信となります。たとえ国の機関であっても、情報提供ネットワークシステム上の個人情報を自由に閲覧したり、一元的に個人情報を収集したりすることは認められておりません。

また、個人番号カードの紛失などで第三者が個人のマイナンバーを取得したとしても、現段階では、行政機関のみに配備される情報提供ネットワークシステムがなければ個人情報の照会ができず、結果、提供も行われることはなく、マイナンバー自体が意味をなさないものとなります。

また、この個人情報の照会と提供において、一連のやりとりは、本人がマイナポータルという専用ポータルサイトにアクセスすることで履歴を知ることができます。

国では、過去の様々な経験から、制度やシステムを正しく設計し、確実な仕組みとセキュリティをあらかじめ構築することで、情報漏えいなどのリスクを低減することに努めております。

費用対効果の質問においても申し上げましたとおり、マイナンバー制度には多くの費用を投じておりますが、リスク低減したシステム構築を行っていることが最大の理由と言えます。その上で、様々な申請等の手続に必要とされてきた添付書類などに代わってマイナンバーを用いることが、マイナンバー導入におけるメリットの1つである住民の利便性向上につながっていくことと考えておるところでございます。

続きまして、3番の従業員の個人番号の管理が求められるが、町内業者の準備は整っているかとの御質問でございます。

来年から社会保障・税番号制度が本格的に始まります。民間事業者が従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、源泉徴収票や社会保険の資格取得届等に記載して行政機関に提出する必要があります。これは小規模業者であっても例外ではなく、同様の対応をすることが番号法で定められた義務となっているため、個人情報の保護措置を講じる必要があります。

事業者は従業員に対し、社会保障や税に係る書類にマイナンバーを記載することが法令で定

められた義務であることを周知した上で提供を求めることとなります。また、提供を受けられない場合は、書類の提出先機関の指示に従って対応することとされております。

番号法では、マイナンバー等の情報を漏えいした場合の罰則も規定されており、今後、事業者は施錠可能な書棚を用意したり、マイナンバーの適正な管理体制を整備したりと、今まで以上の情報セキュリティ対策を講じる必要がございます。

国では、こういった民間事業者が対応する事項について、専用パンフレットを作成し、行政機関の窓口での配布や専用ホームページの開設や各種マスコミに報道展開させる等、様々な周知を実施しております。

現在、町内事業者のマイナンバー制度の対応の整備状況については、把握できておりません。議員御指摘のとおり、各事業所にとって負担となるものではございますが、個人情報を守るために整備を進めていただくとともに、町といたしましても、制度周知を図るとともに、マイナンバーについての質問があった場合には、各担当課職員が丁寧に御説明をさせていただきたいと思っております。

また、町役場も1つの事業所であることから、人事担当部署においては、町職員及び職員の扶養親族等のマイナンバーを収集し管理することとなります。管理の徹底はもちろん、情報セキュリティも今まで以上に高める、担当職員の制度理解を深めるなどの対策を講じてまいりたいと思っております。

続きまして、の国に対し、マイナンバー制度の導入を延期し、見直すよう求めることについてでございます。

現時点では、国の重要施策であるマイナンバー制度の延期や廃止を訴えていくことは、当制度が法定受託事務であることや制度の適正運営の観点などから、混乱を招くこととなるため、町の立場として余り望ましいことではないと考えております。

しかしながら、通知カードの発送の遅れや誤配、国民や民間事業者への制度の周知が不十分であることは確かであり、これについては国の責任において十分に対応していただきたいと考えております。

町といたしましても、各分野におけるマイナンバーの取り扱いについて、質問等を寄せていただいた際は、各担当課職員が丁寧に御説明をさせていただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

まず、ごみの問題なんですけれども、非常に細かくて申し訳なかったんですが、 番の使用済み小型家電についてはリクエスト、粗大ごみのリクエストとは別にイベント回収のときに、民生委員さんとか区長さんの協力を得て回収できるように努力をしていただけたということで、非常にありがたいなというふうに思っています。

やはり、高齢者世帯等は、本当に年金暮らしをしておりますので、リクエストで少額だといわれましても、やはり無料で回収していただける日が全住民に2回、年2回設定されているわけでありますので、そのときに協力してもらって運んでいただけるというシステムを是非つくっていただきたいなというふうに思っています。

是非つくっていただきたいと思いますので、そこについて再度お願いします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） リクエスト収集につきましては、沓澤議員もおっしゃってありましたけれども、年2回行っておるわけでございます。

これも無料でやるということは非常に難しいことでございますので、民生委員の皆さんや区長の皆さんに何とか御協力をいただけないか、またボランティアの皆さんに何とか御協力いただけないかということで、今後も要請をしていただく中で相談もさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

の剪定枝のチップ化でありますけれども、やはり熊谷市で実施したときに非常に集まったということでもありますけれども、この剪定したものを袋に入れるのは非常に困難で、縛って袋をつけてというそういう形にみんななっているわけなんですけれども、袋も焼却する、いわゆる無駄なことでありますし、これももちろん町長おっしゃるように広域でやっておりますので、上里だけがスタートを切るということにはできないと思いますけれども、この の問題、そしてごみ袋の大きさの問題、是非広域圏にかけていただきまして、事業所は既に小山川に有料で搬入しているわけですね。有料で搬入しているやつを燃やしているわけなんですけれども、それをその一角でチップ化することによって、肥料にもなりますし焼却量を減らす。やはり、とにかく焼却しないというふうに広域のごみ処理の方法を移動していってもらいたいなというふうに思っているわけなんです。

ごみ袋は、先ほど町長はもっと小さな袋を作ってくれというふうに解釈されたようですね

ども、私は、寄居町等では透明袋であれば何でもいいわけです。そのようにしていくことを望んでいます。もちろん、今、指定袋も定着しておりますので、指定袋も残しながら、やはり本当に少量だけでも、生ごみはやっぱり1週間溜めておくわけにはいかないのですという形になっているわけですね。

そこなので、先ほど幾つかの理由、指定袋にしている理由を示されていましたが、可燃、可燃の区別はもうほとんどの住民ができていますし、透明袋であれば指定袋じゃなくてもそのことは確保されます。

まだ多少、他市町村からの持ち込みというのがあるかもしれないですけども、それはやはり別な形でのPR、今現在も指定袋にしてもやっぱりあるわけでありまして、それよりも、やはり少人数世帯、ひとり暮らしとかそうした方々が気軽に出せるようなシステムに是非していただきたいというふうに思います。

2つのことなんですけれども、広域圏に関わることなので、町長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） チップ化の問題でございます。

ただ、チップ化におかれましても広域圏とよく相談をしなければ、上里単独だけでできるわけではございませんけれども、是非そういう前向きに広域圏にて検討させていただきたいというふうに思っております。

また、袋の件でございますけれども、大き過ぎて、私も沓澤議員の質問の中で、もう少し小さい袋も作ったらどうですか、というような御質問かと思って答弁をさせていただいたわけでございます。

ただ、広域圏の中では統一された袋を使っておるわけでございますから、これも上里だけで透明だから小さい袋でもいいというわけにもいきませんので、広域圏の中でもこの辺のところも、袋の件につきましても相談をさせていただきたいと、このように思っております。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 是非よろしく申し上げます。

ごみ問題は本当に徹底してやるかどうかで大きく変わってくると思うんですけれども、全国一のごみ分別をやっているところは、実は鹿児島県の南東部の大崎町と志布志市の共同でやっているところなんですね。合わせて人口5万人ぐらいのところなんですけれども、ごみの再利用は80%、あと志布志市のほうでは76.8%で、1990年に2カ所目の埋め立てを造ったときに、

焼却施設がないところなんですけれども、このまま埋めていくと余命が幾らもないということで、何とかしなくちゃということで、徹底した分別に切り替えていったことによるようです。ごみ処理にかかる費用が全国平均の半額なんだそうです。

ですので、お金をかけるならば、徹底した分別をすることによって、資源は売れるわけですから、そうすると、運送料だとかいろいろかかっても、結果的には1人当たりの経費というのは全国平均の半分で済むということなわけです。

それで私も、やはり大切な税金ですので、環境にもよく、住民にも残った経費が福祉や教育に回せるわけですので、ごみ問題は非常に大きいというふうに思っているわけなんです。

このことなんですけれども、だけれども、痛いところは、いっぱいいっぱい分別すればするほど自治体の経費もかかるということで、それでやはりお店のほうに、大店舗が上里町、小さい町ですけれども非常にたくさんありますので、もっと協力をしていただいて分別のものも増やしていただく、また、お店に行くときにはマイバッグに資源を持ってお届けしてからお買い物しましょうという、そういうPRが必要じゃないかなというふうに思っていますけれども、町長の答弁をお願いします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、鹿児島県の例を沓澤議員もおっしゃってありましたけれども、80%も分別をしているということでございます。

当町におきましては半分ぐらいではないのかなと、そんなふうにも思っておるわけでございますけれども、資源を、せっかくもうある資源を捨ててしまうというのは本当に残念でもったいないわけでございますから、できる限り区長会や民生委員さんに相談しながら、できるだけ資源ごみを分別して出していただけるように働きかけをしてまいりたいと、このように考えております。

それから、先ほどもお話し申し上げましたけれども、マイバッグ制度ということで、各資源を大型店で、今、イオンでもユニクスでもやらせていただいておりますけれども、できるだけそういう買ったものはそこへ返すという、こういう中でやらせていただければと、そんなふうに思っておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 高齢者の粗大ごみの件なんですけれども、先ほど町長も社会福祉協議会の家事援助サービスを是非利用していただいてという答弁でありましたけれども、社会福祉協議会のほうにお邪魔をしてちょっとお話を聞いたところ、応えられるサービスと応えられ

ないサービスがあるんですよという。

やはり女性の家事援助される方は、やっぱりお洗濯であるとか家事サービスですね、お料理を作るとか買い物をしてくだとか。男性のサービスをしていただく方は、主に草取りだとかそういうことをやっていただいているようです。

しかしながら、粗大ごみを持ち出すということは1人ではできませんね。やっぱり2人の手が必要となってきます。そうすると、じゃ、お2人を、朝8時半までに出すわけですから、頼むためには2枚のカードが必要になるわけです。

そこで私も、業者の方をお願いすることはいろいろな、例えば持ち出しのときに傷つけたらその弁償はどうするのだとか、中に入ることでもた別な問題が起きないかとかいろんなことがありましようけれども、結果的には、こういうリクエストをして出すときに、高齢者の方の場合はどなたかにお願いをせざるを得ない。ただではお願いできないので、やっぱり何かお礼をしながらお願いするというそういうことになっているわけなんですね、現状が。それですので、日野市にお邪魔したときに、あらかじめ持ち出してほしいんですと伝えておけば業者の人が出してくれる、これはいいなというふうに思ったわけなんです。

そういうことができないのかどうか。今後ますます必要になってくると思いますので、町長に再度答弁をお願いしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、社会福祉協議会でやっているのは、確かに沓澤議員が言われたように買い物のお手伝いだとか掃除だとか、お年寄りの皆さんは庭の枝剥ぎだとか草むしりだとかそういうものが主なものでございます。

ですから、そういう方の皆さんにやっていただけないかということも一つにはあるんですけども、それ以外に、区長の皆さんや民生委員の皆さんにそういうボランティア団体を作っただいて、そういう中で2人ぐらい組んでいただいて、そして無料でやっていただけるような方法ができないかどうかということ、今検討しておるわけでございます。

区長の皆さんにもそういう相談もさせていただいておるわけでございますので、そういうボランティア団体の皆さんに、1人ではどうしても大きな家具などは出せないわけでございますから、そういった2人ぐらいで行って出せるかどうか。そういうボランティア団体にやっていただけるようにできないかどうか、今検討中でございます。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 是非実現していただきたいと思います。

生ごみ処理方法なんですけれども、私も視察してきて、本当に消える、においも余りなくて消えるんだと聞いて、それはいいなと思いました。

コンポスト、以前、上里で取り組んでいたコンポストは確かに非常に管理が難しく、悪臭、害虫、そういうことで徹底しなくて、補助金をもらって利用してもそのまま使わないでしまって放置されるということもあったと思います。

私もそうした、だけれども、生ごみを減らすことというのは非常に重大で、生ごみが一番やっぱりにおいのもとになるので、回数も、夏場は回数を増やしてほしいとかいろんなそういうことにつながるわけなんですけれども、衛生的にそういうふうに処理できれば非常にいいなというふうに思います。

だけれども、それを実現するには、につながっていくんですけれども、やはりごみゼロサポーターみたいな、やはり環境に非常に興味を持っていたり取り組んでいる方たちが、使ってみたらこんなにいいよと、こんなに気軽にできるよというふうに声を上げていたり、広報等に一言欄みたいに、こういうふうな使い方ですと簡単にできますとかいうそういうのを載せていくことによって広がっていくんじゃないかな、というふうに思っているんですけれども、今までのコンポストであると私も考えてしまいますけれども、そういうことを再度研究してみる、研究するにあたっては、その実践者を募ってやってみるということがいいんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 生ごみの削減につきましては、確かに今まで上里町もやっていたわけでございますけれども、あれは使い方によっては非常ににおいが発生したり害虫が出たりということは、先ほど来お話に出てきているようでございます。また、沓澤議員の研修に行ってきたコンポストについては、そういうことは非常に少ないということでございます。

何らかの方法で研究をして、そういういいものであるとするならば取り入れていく必要もあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、少し研究をさせていただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 2番目の国民健康保険についてお聞きしたいと思います。

現状的にはまだはっきりしない、平成30年に移行するということだけは決定しているという、町としても特にこの事業の担当課は非常に御苦労されているんだろうなというふうに思うところです。

しかしながら、一番最初には2方式、もうこれしかないというような形でしたけれども、い

ろんな賦課方式が認められる方向が強いのでしょうか。その辺もまだクエスチョンなんのでしょうか。その点についてお聞きします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） まだ正式なものはわかっておりませんが、御存じのとおり上里町は4方式でやっておりますけれども、2方式がいいんだか4方式がいいんだかなということもまだわかりませんが、県のほうからこれからいろいろと指導があると思いますけれども、その指導いただいた中で町として検討していきたいと、そのように考えております。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 市町村の中では、一般会計からの繰り入れも認めるように意見を上げているところもあるように聞いております。

上里町の国保の一般会計の法定外繰入なんですけれども、2011年から2015年まで、予算と決算で見ますと、2011年は予算が2億2,412万6,000円、決算は1億6,468万1,000円、2012年度は予算が2億9,150万5,000円、決算が1億7,138万7,000円、2013年度は予算2億9,294万1,000円、決算では3,293万1,000円、2014年は2億9,212万7,000円、決算は1億2,431万1,000円でした。2015年度の予算は1億4,244万4,000円です。

国も運営主体を広域化することを決定したと同時に、低所得者に対する支援策の強化を図るということで、今年度は総額1,700億円ほど支出していると思います。上里町に、その額としてどのくらい来ているのか。せめて低所得者の支援策として出されているわけでありますので、一般会計からの繰り入れを減らすほうに使うのではなくて、せめてその分ぐらいは保険料の引き下げ、幾ら広域化に向かう過渡期であるとはいえ、目的がそういうふうな目的でありますので、是非その分だけでも保険料の引き下げに使えないのかどうか、再度お聞きしたいと思えます。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この約1,700億円という公費の拡充分につきましては、低所得者対策の強化のために、保険料の公的軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援ということで交付されることになります。

当町におきましては、試算をしたところ1,800万円という金額になるわけですが、しかしながら約10億1,000万円という調定額に対して、その約26%に当たる約2億6,000万円の収入未済額があって赤字、実質赤字額が約1億1,000万円という状況は、保険料の引き

下げに充当することは非常に難しいのではないかと、このように考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

1 1 番（沓澤幸子君） それでは、埼玉県内における市町村のこの一般会計からの法定外繰入なんですけれども、上里も毎年違いますので、でも平均より多いときも確かにあるんですね、世帯割にすると。しかしながら、最高で出しているところは1世帯当たり8万円ぐらいの補助をしているところもあります。

確かに国保の会計は大変なのはわかりますけれども、国保の会計が大変なのは上里町に限ったことではないので、やはり払えないから滞納、だからこの会計が大変ということに、悪循環にもなっていると思いますので、この一般会計からの法定外繰入を減らすのではなくて、今までどおり程度には入れることで、少しでも保険料が引き下げられないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） 過去5年間の法定外繰入、上里の状況をお話を申し上げますと、平成22年度が2億6,864万8,000円、平成23年度が1億6,468万円、平成24年度が1億1,137万6,000円、25年度が3,293万1,000円、先ほど申し上げましたけれども、26年度が1億243万1,000円でございます。

なお、平成25年度が低いのは、前期高齢者交付金が、当初予算の5億円で見込んでいたものが、決算では約7億2,200万円と2億2,000万円ほど伸びたことによる町からの負担が少なくて済んだということでございます。

今後の見通しでございますが、平成29年度までは国保税に大きな変動がないと考えておりますので、医療費の伸び次第で増減するものと考えております。

また、30年度以降については、今のところ情報がないわけでございますから、ちょっと見込めないわけでございますけれども、非常に難しい問題であるというふうに理解をしているところでございます。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

1 1 番（沓澤幸子君） 短期保険証や資格証明書の廃止の件なんですけれども、短期保険証は短いだけで普通に使えるということではあります。そして、資格証明書のほうは、町は非常に優しく対応していただいていることはわかっているんです。それというのは、医療にかかる

必要性が生じたときには資格証明書の方にも保険証をお渡ししていただいているという、そういうことから、一生懸命、皆保険制度に基づいて努力されている姿勢は、私はありがたいなというふうに思っています。

しかしながら、短期保険証にしても資格証明書にしても滞納が減らない。それはなぜかというところと払えないからなんですよね。悪質という人は本当にまれで、圧倒的に払えないための滞納になっています。それということは、もう既に何らかの理由があるわけなんですよね。

上里町は窓口に取りに来ていただくことになってはいますが、取りに来られない人が結構多いということは、結局はそこで相談さえもできない。そうであれば、広報のことも是非、町長、答弁していただいていた方がいいなと思うんですけれども、本当に滞納がどうのこうのということも必要ですけれども、とにかく相談に来ることが解決ですよという呼びかけ、滞納がたまと延滞金が増えて苦労するんですよ、早く相談することで解決しましょうという呼びかけを添えて保険証は郵送する、窓口に留め置かない、そういう方法を是非とってほしいと思っているんですけれども、再度答弁お願いしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 町は滞納の皆さんに丁寧に説明をさせていただくと、そういう意味で郵送しておらないわけでございます。郵送してしまうと納税相談等もできないわけでございますから、非常にそういった部分では難しいところがあるのではないかなと、そんなふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 実際問題、相談に乗るといえることが、来ていただくということが目的で窓口でお渡しするという、そういう説明も何度も受けているんですけれども、敷居が高くて取りにも来ない、だから結局不携帯でおられる人もいるんだと思います。それではやはりまずいんじゃないかなというふうに思いますけれども、相談の必要性はよくわかるんですけれども、丁寧に相談に乗りたいという考え方もわかりますし、実際問題、相談者とは丁寧に対応していただいていることも知っているんですけれども、郵送する中で、とにかく気軽に来てくださいというメッセージを届けることのほうが足を運んでいただけるんじゃないかと思うんですけれども、再度お願いしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 郵送の中では、是非来てくださいとは言っております。

ただ、そういった資格証明書だとかそういうものを郵送してしまうと全くそれっきりになってしまうと、そういう経緯があるわけでございますので、是非来ていただいて納税相談をさせていただきたいというふうに思っております。

人数が少なければ町のほうから出向いて持って行って相談をしながらやるという方法もあると思いますけれども、今後その辺につきましては少し検討させていただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

マイナンバー制度についてお尋ねしたいと思います。

「費用対効果も非常に難しい」、そうだと思います。

しかしながら、何ていうんでしょうか、日本の制度は強制に、強制的に付番されますので、私はそんな使い勝手が悪くても従来どおりきちっと証明、保険証だとか運転免許証を出して、書類を書いてもいいからこういうのは持ちたくない、そういう人に応えてもらえないわけですよ。そこに問題があると思うんです。利便性を追求したい人はカードを申請するというシステムであるならば私も問題視はしないわけなんですけれども、全くそういうことに疎い私たちのような高齢に向かった者は本当に困りますね。

持ち歩いて紛失しても困るし、24時間対応して、紛失したりした場合は対応するというわけなんですけれども、盗まれたり紛失した場合もなかなか、すぐに気付けばいいんですけれども、気付かなかった場合などは、町長は分散しているから安全なんだよと言いますが、ＩＣチップの付いたカードであれば、ひもづる式にこうやっぱり集めることは可能なんだと思いますね。

だからこそ不安が高まっているんじゃないかと思うんですけれども、その辺について、こんなに使う気持ちが余りない人までずっと大事に保管しなくちゃいけない。今度、町の書類にこれが必要だよと言われるかもしれないから日常的にも持っていなきゃいけない、持って出るのは怖いとか、そういう精神的負担。また、役場においても非常に効率化が図れるというわけなんですけれども、住民の管理と、さらにはこれだけの町役場に務めるパートさんから正規さん、派遣さん、様々な職員の家族に至るまでのマイナンバーを管理する精神的負担。そういうことや、また、コンビニで全国どこでも住民票がもらえますよと言いますが、それを発行するためにかかる経費、それは各自治体の経費ですから、そうすると相当数のカードが発行されない限りは、費用対効果からも不可能なんです。よっぽど大きな自治体でないと効果は生まれないというふうに思うんですけれども、その辺について町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） このマイナンバー制度につきましては、費用対効果だけではないと思います。マイナンバー制度は、公平・公正な社会実現のために一種のインフラであると思っており、その理念でもあります住民の利便性の向上、行政運営の効率化の実現に資するためにも必要ではないかなと、そういうふうになっておりました、これからまたいろんな課題につきましても、国のほうへも要望してまいりたいと、そういうふうになっております。

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 先ほどからメリットとしては、公平・公正なということを強調されているわけでありまして、番号制を導入しても、不動産や海外資産などは対象外です。そうしますと、全てを把握できるわけではなくて、一般の給与所得者はもう余すところなく情報が管理されるわけですが、たくさん資産を持っていたり、海外に資産がある方などのことは把握できないわけでありまして、そこは公平・公正と言えるのかどうか疑問に思うところですが、町長の考えをお聞きします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 資産ということとは違う問題ですから、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

議長（伊藤 裕君） よろしいですか。終わりましたけれども。

〔発言する声なし〕

議長（伊藤 裕君） 11番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午後1時30分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

1番（飯塚賢治君） 皆様こんにちは。議席番号1番、公明党の飯塚賢治です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

1、若者を初めとする有権者の投票率向上の取り組みについて、2、自治体における子育て

応援アプリの推進について、3、障害者差別解消法の施行に向けた取り組みについて、以上の質問事項を通告順に従いまして行いますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

初めに、1、若者を初めとする有権者の投票率向上の取り組みについて。

18歳新有権者や若い人たちへの投票PRについてであります。

近年、若者を初めとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、喫緊の課題であります。

明年の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられることも見据え、有権者お一人お一人に着目したさらなる投票機会の創出や、利便性の向上が求められます。

平成26年の47回総選挙の投票率を見ると、全体では52.66%でありましたが、20歳代が32.58%と最も低く、続いて30歳代の42.09%でありました。若者の政治離れが叫ばれる中で、投票率向上は自治体の努力にかかっています。

そこで、上里町では、18歳から新しく有権者になる人たちや、20歳代、30歳代の若い人たちへ向けてどのようなPRを行っていくのか、選挙管理委員長にお伺ひいたします。

続きまして、商業施設内における期日前投票所の設置について質問いたします。

先日、文教厚生常任委員会の視察研修で松本市へ行った折、期日前投票所のことを伺ったところ、JR松本駅の東口と西口を結ぶ自由通路に、2009年の衆院選から期日前投票所が設けられ、通勤や買い物の途中で投票ができ、大変好評であることをお聞きしてまいりました。

また、広島県福山市では、平成26年2月に、福山市と株式会社フジは、福山市の区域で執行する選挙において、フジグラン神辺を福山市が期日前投票所として使用することについて、必要な事項を定めた期日前投票所に関する協定を締結しました。

期日前投票制度は、投票所設置の場所や期日、時間帯の設定について自由度が高く、市町村の選挙管理委員会が地域の実情を踏まえ、有権者の利便性向上に最も効果が上がる形での運用がしやすい要素があるため、不在者投票に比べて期日前投票が約倍になったことは、大変投票率向上に効果を上げる要因があると考えます。

しかし、共通課題になっていると考えられるのは、ネットワークの構築、投票スペースの安定的な確保、投票の秘密等を確保するためのスペースの確保、投票箱・投票用紙の保管場所の確保、従事者の確保、投票所の混雑などが挙げられまして、これらを十分に検討した上、クリアすることができるのであれば実施が可能であると私は考えますが、選挙管理委員長のお考えをお聞かせ願ひします。

次に移りますが、選挙当日における投票所はあらかじめ決まっていることから、近くであろうが遠くであろうがその投票所へ行かざるを得ないという、利便性が悪いという声もお聞ひいたします。もし、個々の有権者が投票所までの距離や駐車場の状況等を勘案し、最も利便性が

高いと考える投票所をみずから選択できるのであれば、有権者お一人お一人の投票環境の向上につながると思います。

そこで、投票区外投票が実現できれば、より投票率のアップは期待できます。これも課題はもちろんあります。1つは、二重投票の防止、2つ目は、投票所間で有権者の投票済み情報を共有する仕組みを構築することが不可欠となります。

最近では、通信事業者が提供する安全かつ比較的安価なネットワークサービスもあり、セキュリティの確保やネットワーク障害時の対応などがクリアできれば、そう遠くない将来、導入できるのではないのでしょうか。また、これらのネットワークを災害時の避難所などの対応として使用することもでき、一石二鳥の役割を持つことができます。

そこで、お尋ねいたします。各当日投票所において、投票区外投票ができるよう検討を始めることについて、選挙管理委員長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、歩行困難な高齢者や身障者の方に対して巡回バスで送迎することについてお伺いします。

前回の埼玉県知事選のとき、高齢でお一人住まいの、日頃私とおつき合いをさせていただいているお宅を訪問した折、知事選の話となり、投票はどこに行くのかお聞きしたところ、歩行が大変なので行かないとのこと、今までは一度も選挙しなかったことはなかったものの今度ばかりはだめだと言われたので、私が車で送っていくことにしました。その方は、投票を済ませたときに大変喜んでおられました。

このように歩行困難のため諦めている方々へ、巡回バスで投票所まで送迎するなど、きめの細かい対策で、投票率向上の取り組みについて、選挙管理委員長のお考えをお聞かせ願います。

次に、2、自治体における子育て応援アプリの推進についてお伺いします。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとする様々な子育て支援に関する情報提供や、相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけとなり、各自治体で独自の支援事業を検討、展開するようになりました。

昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけでなく様々な形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきています。

そのような中、東京都世田谷区では、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており注目を集めています。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの1つとして、区では平成26年10月から、せたがや子育て応援アプリを公開しています。核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより保護

者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くありません。

そこで、スマートフォンで、時間や場所にとらわれず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世帯の不安感や負担の軽減などを図るよう、アプリを導入いたしました。

アプリを通じて提供されるサービスは、おむつ替え・授乳スペース、公園など施設を検索できる施設マップ、子育て支援情報や申請手続などの情報を閲覧できる子育て支援ナビ、幼稚園・保育施設を条件に合わせて検索できる保育施設検索ナビ、登録した子どもの生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能などがあり、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に、支援情報を提供しています。利用者からは大変好評で、アプリ公開から約1年でダウンロード数8,974件となっています。

アプリを開発する自治体が増えると近隣の自治体と連携したサービスの提供を検討することも可能となり、より多くの子育て世帯のニーズに応えることができるようになることが期待されます。

このように、利用者支援事業の一端を担うツールとして、子育て応援アプリの導入について、町長にお伺いいたします。

続きまして、3、障害者差別解消法の施行に向けた取り組みについてお尋ねいたします。

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、略称「障害者差別解消法」が平成26年6月に公布され、明年28年4月1日から施行されます。

この法律の概要は、1、国の行政機関や地方自治体及び民間事業者による障害を理由とする差別を禁止すること。2、差別を解消するための取り組みについて、政府全体の方針を示す基本方針を作成すること。3、行政機関ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す対応要領、対応指針を作成すること。対応要領の作成は努力義務になっています。また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。障害を理由とする差別とは、障害を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否したり制限したり条件をつけたりするような行為のことをいいます。

この法律の施行後は、国の行政機関や地方公共団体等は、不当な差別的取り扱いを禁止となり、障害者への合理的配慮を行っていくことは法的義務となります。また、個人事業者やNPOを含む民間事業者は、不当な差別的取扱いは禁止で、合理的配慮は努力義務とされます。

厚生省の調査では、障害者の福祉や権利を守る知識や経験を持つ職員がいる都道府県は55%、

市町村では28%にとどまっています。専門的知識を身につけるための研修機会などが必要とされています。現在、県においても、市町村担当職員に向けた説明会等が開催されており、各地域の実情に応じた対策を進めることになっているようであります。

そこで、障害者に優しい町をつくり上げるために、差別を解消するための支援措置について、また、合理的な配慮をどのように取り組んでいくのか、具体例など挙げていただいて、町長にお聞きいたしまして、私の1回目の質問を終了いたします。

議長（伊藤 裕君） 1番飯塚賢治議員の質問に対して選挙管理委員長の答弁を求めます。
選挙管理委員長。

〔選挙管理委員長 宮崎光伸君発言〕

選挙管理委員長（宮崎光伸君） 選挙管理委員会の委員長を務めています宮崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいま飯塚議員さんから御質問がありました、若者を初めとする有権者の投票率向上の取り組みについての御質問に対してお答え申し上げます。

第1項の18歳新有権者や若い人たちへの投票PRについてでございます。

投票権年齢を20歳から18歳に引き下げる公職選挙法の改正により、適用は来年の夏に行われる参議院選挙からになります。

上里町における年代別の投票率におきましては、前は埼玉県知事選挙を例にとりますと、全体の投票率が28.93%、20歳代の投票率が約10%、年齢を重ねるごとに投票率は上がっていき、一番多い年齢層は65歳から69歳の間で、約45%となっております。この数字を見ましても、若者の政治への関心度が低いことがわかります。

今年4月1日現在で、17歳と18歳の町内の人口は約670人ほどになっておりますが、より多くの有権者が投票所に足を運んでいただけるよう、投票率の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

若者に対する啓発事業につきましては、現在、県の選挙管理委員会から配布されております有権者ノートという小冊子を、町の成人式のときに配布しております。また、国は「私たちが拓く日本の未来」という小冊子を全国の高校に配布し、町の選挙管理委員会にも届いております。これを利用して、各学校や教育委員会の方々と連携し、選挙啓発に力を入れてほしいということです。

これらを利用しながら、また町の広報やホームページ等で啓発記事を掲載することをお願いするとともに、やはり期日前投票が大変効果的であると考えておりますので、こちらをもっと利用していただけるよう啓発に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、2項ですけれども、商業用施設内における期日前投票所の設置についての御質

問にお答え申し上げます。

本年に行われました県議会議員選挙及び県知事選挙では、県内におきまして、大型商業施設に併設された公共施設に期日前投票所を設置している例が5カ所あったということでございます。全国的には大型商業施設内に設置している例があるということでございますが、その場合、設置場所の確保や投票した方を選挙人名簿で確認するためのシステムの準備など、設備面での課題があります。また人材の確保も課題の1つです。

現在、国が投票率向上に向けて研修会を行っており、その中で、選挙人名簿対象のオンライン化、期日前投票所の環境改善などを取り上げておりますので、国の動向を見ながら考えてまいりたいと思っております。

次に、3項めに移りますけれども、当日投票所の投票区外投票についての御質問にお答えします。

投票所は各投票区ごとに設けられており、町では現在11カ所投票所を設置しております。有権者が投票するにはその方の属する投票区の投票所とされており、二重投票防止等の面からも、それ以外の投票所での投票は認めておりません。

しかし、先ほども申し上げましたが、期日前投票所を商業施設内に設置し投票率の向上に成果を上げている例が見られますが、まだまだ実施自治体は少なく、これは先ほど申し上げました二重投票防止のためのシステム構築、投票所スペースの安定的な確保、人員の確保、投票所の混雑など、いろいろ課題があることも事実であります。これらも、やはり国の研究会の中で、投票当日の投票区外投票について議論されているようですので、国の動向を注視してまいりたいと思います。

次に、4項目めの当日投票所へ送迎する巡回バスの運行についての御質問に答えさせていただきます。

県内では飯能市で実施されているとのことでございますけれども、投票所の統廃合により、山間部において投票所が遠くなって行けなくなってしまった地域を対象に、職員が巡回したということでございます。全国的にも実施しているところは同じ状況で、投票所の統廃合による投票所の減少で、巡回バスを地域限定で運行しているとのことでもあります。そのことにつきましては、利用者数が少ないということで、見直しを検討しているとのことでございます。

町が現在運行予定の新コミュニティバスを利用する投票所への運行につきましては、運行する台数、それから運行時間、また料金などの課題があるようでございますので、町と御相談させていただきながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 次に、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 飯塚議員の質問に順次お答えをさせていただきたいと思います。

2番の自治体における子育て支援アプリの推進についての の利用者支援事業の一端として子育て応援アプリをでございます。

子ども・子育て支援制度が施行され、地域子ども・子育て支援事業の1つとして利用者支援事業が設立されました。この事業は、子育て家庭や妊娠している方が、適切な施設や事業所等を円滑に利用できるよう支援するもので、現在、上里町では、役場窓口において相談を受け、関係機関との連携を図っているところでございます。

子育て世帯におきましては、スマートフォンは広く普及し、いつでもどこでも手軽に情報を入手することができる身近な情報機器となっております。利用者支援の1つとしてスマートフォンを活用することは、子育てに関する施策や子育て施設の場所、また健診やイベントのお知らせなど、情報発信機能に優れているほかに、子育てに悩みを持った保護者に対しても悩みに関する情報を提供できるなど、子育て支援において、これから大きな可能性を持っていると考えております。

現在、子育て応援アプリにつきましては、全国で幾つかの自治体を実施しているようですが、開発導入費や導入後における新型の携帯端末に対応するための費用など、導入してからのランニングコストや、保護者がアプリをダウンロードしてからの使いやすさなど、普及率の向上などが問題となってくると考えられます。

子育て応援アプリにつきましては、まだ導入している自治体も少なく、また導入してからの期間も短いため、普及率や検証結果が見えてこない点もあり、今後、導入した自治体の例を参考にしながら研究をしてみたいと考えておるところでございます。

続きまして、3の障害者差別解消法の施行に向けた取り組みについてのお尋ねのうち、 の障害を理由とする差別を解消するための支援措置についてでございます。

平成28年4月から施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としておるところでございます。

この法律では、不当な差別的取り扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められ、国や地方公共団体などは法的義務となっております。

上里町では、来年度の法施行に向け、差別を解消するための支援措置として、障害者福祉担当部署への相談窓口の設置や、差別解消の取り組みを推進し、地域における連携を強化するた

め、児玉郡市共同での障害者差別解消支援地域協議会の設立を検討しておるところでございます。また、町民への広報や、全ての分野の事業者が対象となっていることから、職員や事業者への周知、啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、2番の社会的障壁を取り除く合理的な配慮についてでございます。

障害者差別解消法では、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合は、障害者の権利利益を侵害することとならないように合理的配慮を提供することとされており、行政機関などは法的義務となっておるところでございます。

現在、上里町では、公共施設へのスロープの設置や障害者用トイレの設備整備などのバリアフリー化が進んでおります。また、講演会などでは手話通訳者の派遣を積極的に行い、選挙の投票所では点字器を設置するなど配慮を実施しておるところでございます。

今後も障害者から意志の表明の有無に関わらず、環境や物理的な整備を、規模や財政状況などを考慮し、できる限り行っていきたいと考えておるところでございます。具体的には、聴覚障害者への意思疎通の手段として筆談できるよう、電子メモパッドの配備や、障害者が災害時などにスムーズに助けを求められるように災害用バンダナの作成を検討しており、本議会の補正予算案に計上いたしております。

また、障害者から差別事例や苦情等は直接ありませんが、障害者用駐車場の不適正な利用などは見受けられます。国や埼玉県では、障害者用駐車場を青色で塗装し目立たせることで不適正利用の抑止効果を期待できることから、推奨しておるところでございます。町庁舎の障害者駐車場につきましては、昨年度、埼玉県と障害者団体との協働により青色塗装を実施しましたが、今後は他の公共施設についても障害者用駐車場の青色塗装を検討していきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

1番（飯塚賢治君） 1番飯塚賢治でございます。

御答弁のほどありがとうございました。

何点が再質問をさせていただきます。

子育ての利用者支援事業のほうの一環として、情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施というふうにあるんですけども、年間でこの相談等、どれくらい受けていてどんな相談が多いのかというのがわかりましたら教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 子育てに関する相談において多いものとしては、保育所の入所相談や一時保育についての問い合わせなど子育て支援に関するものや、手当などの経済的支援の問い合わせなどが主なものとなっております。また、子どもの発達状況に関する相談などを受けた場合におかれましては、保育施設や保健センターなどの機関と連携を図っておるところでございます。

なお、相談については、電話や窓口などの対応となるため、件数は把握しておらない状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 1 番飯塚賢治議員。

〔1 番 飯塚賢治君発言〕

1 番（飯塚賢治君） ありがとうございます。

続いてですが、この個別ニーズを把握するというのが最も重要なことかなというふうにも感じているんですけども、いろんなアンケート等を含めて、この子育て関係のことで、内容としてどういったことがそのニーズとして多いのか求め、3 番目、1 番、2 番、3 番とあるのであれば、3 番目ぐらいまでの多いところをお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 平成26年度に上里町子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたりまして、就学前の児童及び小学校1年生から3年生の児童の保護者に、対象ニーズを調査して行っておるところでございます。

この中で、子育てしやすい町づくりの重要なこととして、就学前児童の保護者では、乳幼児の遊び場の整備というのが1番でございます。2番目に小児医療機関の充実、3番目に子育てしながら働きやすい職場環境の充実となっておりますところでございます。

また、小学校1年生から3年生の保護者では、1番が子育ての経済的支援の充実というのが1番でございます。2番目として小児医療機関の充実、そして、3番目として子育てしながら働きやすい職場環境の充実の、こういった順番となっておりますところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 1 番飯塚賢治議員。

〔1 番 飯塚賢治君発言〕

1 番（飯塚賢治君） よくわかりました。ありがとうございます。

この利用者支援事業というのが、これからしっかり組み立てていくわけでありましてけれども、

この利用者支援専門員という方をここに、施設の中にしっかりいていただいて、その交通整理を図ったり相談、助言という意味でやっていくというふうに私も伺っているんですけども、町の中でのどのような分野の方が、この専門員、利用者支援専門員という立場の方になられるのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 利用者支援事業の実施につきましては、まだ検討の段階でありますけれども、利用者支援専門員は、地域の子育て支援について深い理解や、子ども・子育て支援に関する事業の実施経験を有すること等々を基本としていることや、地方自治体が発行する研修を修了している等の要件があるため、対応につきましては実施する段階で今後検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

1番（飯塚賢治君） 先ほどの町長の御答弁の中にもあったんですが、このアプリについての話になると、相当アプリ開発と、また維持管理等にやっぱりお金は大変かかりそうだという話でありましたけれども、確かにお金がかかりそうだなというのは私もよくわかったんですが、今現在、町のホームページを利用しているわけですが、このホームページの中で、先日、仲井議員のほうからお話があったとおり、そのホームページの中でしっかり子育て支援の、要するにそのサイトですね、作っていただいて、そこにしっかりその情報を詰め込んでいただきたいということもあったと思うので、私も大賛成でございます、これについて町のほうとして、また町長のお考えとして、しっかりそのニーズに応えられる、要するにものを作れるかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 実際のホームページとは別に子育てに関する専用のホームページ整備を、ホームページを整備している自治体が増えてきているようでございます。出産から子育てまでの情報を1つにしてわかりやすく発信することは少子化対策につながっていくことと思われるので、他の自治体を参考に、情報発信の面からも、出産、子育てしやすい環境を整えるように今後とも検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

1番（飯塚賢治君） わかりました。このホームページの件につきましては、十分な検討を

いただいて、是非とも実施に向けての方向性でお願いしたいと思います。

続きまして、障害者の差別解消法のほうでございますが、この中で啓発活動していかなきゃならないのは、個人事業者や民間事業者向けのそういったところへ、差別の禁止という部分で、その啓発のやり方というんですかね、全町の中のそういった事業所等にどのように要するに行っていけるのか、ちょっとお聞かせ願います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 町広報やホームページ等の啓発と合わせて、商工会などの事業者が集まる際に、資料等の配布を検討してまいります。また、県と児玉郡市内で共同での民間事業者向けの説明会をしてまいりたいと、このようにも考えておるところでございます。

このようなことを県のほうに要望してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

1番（飯塚賢治君） ありがとうございます。だいぶそうしますと啓発ができるんじゃないかなというふうに考えます。

続きましてですが、この町の職員の方々に対してなんですけれども、対応要領の策定というのは努力義務でというふうに先ほどありましたけれども、全ての職員の皆様が一度は目を通すようなものを、この対応に対してのものを作っていくことのお考えというのはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定につきましては、国・県の要領に準じて、職員の服務規程として策定してまいりたいと考えております。次年度以降、職員研修等を開催して、法の周知や啓発に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

1番（飯塚賢治君） 大変にありがとうございました。

それでは、私の質問を終了させていただきます。

議長（伊藤 裕君） 1番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時25分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） 皆さん、こんにちは。議席番号10番の新井實でございます。

議長からの通告順に従い、これから一般質問を行わせていただきます。

今回の質問では、大きな項目で5項目ございます。

(1)として上下水道の管理と運営について、(2)として会計検査院調査について、(3)としまして熊谷殺害事件の注意喚起について、(4)として複式簿記の導入について、(5)として公共政策を考えることについて。

それでは、(1)から順次質問をさせていただきたいと思っております。

(1)上下水道の管理と運営について。

漏水音を高精度探知できる漏水発見器の導入について。

東京都の第三セクター、東京水道サービス（TSS）は、水道管の漏水を専門の技術者に頼らずに発見できる機器を開発しました。様々な音から漏水音のみを迅速に探知するという点であります。

水道事業は、老朽設備の維持・更新負担が重い上、漏水は収入減につながります。全国の自治体や海外にも貸し出し、収益改善に役立ててもらおうとのことであります。水道事業のノウハウや技術を輸出する都市外交政策の売り物になりそうです。さいたまスーパーアリーナ（さいたま市）で、10月21日に始まった水道業界の展示会で発表されました。

新開発の漏水発見器は、水道メーターのガラス面に置いてボタンを押し、漏水の有無を3秒前後で判定するとのこと。メーターから約20メートルの範囲で、配水管内の異音を探知します。機器は片手におさまるほど小型で、検針に使う端末にもデータが送られます。使用水量と照らし合わせながら漏水をチェックできます。

従来も漏水発見用の機器はありましたが、浄化槽やエアコンの室外機などの雑音にも反応する難点がありました。東京水道サービスでは、高速道路の経年劣化検査などに使われている異音の解析技術を応用、高精度で漏水の音だけを抽出する機器の開発に成功したといたします。

これまでの漏水チェックは、異音を検知した全ての箇所専門の技術士が訪ね、実際に漏れているかどうかを調べる手間がかかっていました。精度の高い新型機器を使えば、検針員でも

ボタン1つで漏水を検知できるため、技術士の作業量や調査費の縮減につながります。通常の検針作業と一体化することで、データ管理も効率化できます。検針結果と漏水計測結果をあわせて顧客情報とともにデータベース化すれば、漏水の再調査が必要な世帯を把握しやすくなります。

東京都の調査によると、浄水場で送り出した水量から漏水量を差し引いた実際の利用水量の割合、つまり有収率は、東京都では2014年度に96%と高水準にあります。一方、大阪市のように90%を下回る自治体もあります。海外ではさらに低い国も多いようです。

上里町水道事業における有収率はどれくらいの水準なのか、関根町長にお伺いいたします。

また、漏水音を高精度検知できる漏水発見器について、東京水道サービスでは全国の自治体に貸し出してくれるとのことですから、上里町でも借り受けて導入し、漏水対策を効率的に進め、水道事業の経営改善につなげていただきたいと思います。関根町長のお考えをお聞かせください。

上下水道事業の民間企業への一括委託について。

埼玉県戸田市は、上下水道事業を民間企業に一括委託するとのことであります。

現在は、窓口業務と施設の管理を別々の企業が手掛けるが、単体の企業や1つの企業共同体（JV）にまとめることで、コストの削減やサービス向上を見込むとのこと。水道施設は老朽化が進む一方、長期的には少子高齢化のために使用料が減って収入も減る見通し。経費削減に先手を打ち、安定経営につなげるとのことであります。

委託期間は、2016年4月から2021年までの5年間。電話の問い合わせ対応や請求書の発送業務、施設の管理運営や点検などを一括して委託する。委託の上限額は20億円。このほど公募を締め切りました。企業のプレゼンテーションなどを経た後、12月上旬に選定するようであります。上下水道の一括委託の事例は、埼玉県では初めてといたします。

上里町でも、上下水道の民間企業への一括委託をすることで、人員を融通し合ったり機器を共同で使ったりして、コストを減らせると思いますので、民間委託を積極的に考えていただきたいと思います。関根町長の見解をお伺いいたします。

また、今後古くなった水道管の回収に多額の費用が必要になるほか、長期的には人口減少に伴って水道事業の収入も減少する見通しであります。こうした事態に備えてコスト削減に努めることは最大の課題だと思えます。関根町長のお考えをお聞かせください。

(2)会計検査院調査について。

公立小・中学校の校舎や設備の点検状況を会計検査院が調べたところ、法律で定められた「建築点検」を行っていない学校が多数あったことについて。

公立小・中学校の校舎や設備の点検状況を会計検査院が調べたところ、法律で定められた天

井や外壁の劣化などを調べる建築点検を行っていない学校が計694校あったことが、10月26日にわかりました。調査対象の13%にあたります。見つかった問題を放置していた学校は2,052校（39%）に上り、検査院は文部科学省に適切な維持管理を市町村に徹底させるように求めました。

文部科学省は、補修が必要な箇所情報を市町村が一元管理し、優先順位をつけて対策に取り組む仕組みを整えたいと説明しました。市町村向けに点検の手引を作成し、対策の重要性を周知する方針とのこと。

神奈川、大阪など20府県616市町村の公立小・中学校8,408校を抽出、2012年度までの4年間の点検状況と、見つかった問題への対応状況（2014年4月時点）を調べました。

建築基準法の規定によると、校舎などの学校施設は、3年に1回以上、専門家による点検を受けなければならない。点検が義務付けられるかは自治体の規模などによるが、会計検査院が調べたところ、義務付けられた学校（5,267校）のうち45市町村の694校が点検を怠っていました。うち36市町村は、所管する学校全てで点検をしていませんでした。

点検で校舎や外壁の劣化や防水扉の動作不良などが見つかったのは2,461校、うち2,052校が見つかった問題点を直していなかった。未補修の箇所約2万1,800件のうち、半数は3年以上放置された。

一方、消防法に基づく半年または1年ごとに行う消防点検は、全校が規定どおり実施しました。ただ、火災報知機や煙感知器の不作動や避難はしごのさびつき、屋内消防設備の劣化など火災への対応の遅れにつながる恐れがある問題が、延べ約4万8,000件見つかりました。このうち353市町村の3,392校で見つかった約1万8,000件は、2014年4月時点で補修などがなされておらず、延べ6,670件は3年以上放置されていました。

文科省によると、床面積ベースで公立小・中学校の約7割が築25年以上経過した老朽施設ですが、自治体の財政難などで対策が遅れています。小学校校舎の壁からモルタル片が落下して子どもがけがをしたり、高校のベランダの手すりが落下し生徒が落ちるなどの事故も起きています。

上里町では、現在、小・中学校の維持管理について、建築基準法の規定による3年に1回以上の専門家による建築点検及び消防法に基づく半年または1年ごとに行う消防点検などをどのように実施し、また、不備箇所の補修・修理・改善などの対応と対策についての町のお考えを、関根町長、下山教育長にお伺いします。

(3)熊谷殺害事件の注意喚起について。

熊谷市で9月に3軒で6人が殺害された事件をめぐり、県警や市からの注意喚起や情報提供についての対応について。

熊谷市で9月に3軒で6人が殺害された事件をめぐり、県警や市からの注意喚起や情報提供について、上田知事に検証と説明を要望する署名活動が終了し、署名が計3万7,000人以上集まったことが、10月20日、わかりました。署名運動の発起人となった荒川自治会連合会の野口幸雄会長（72）と同市の黒澤三千夫市議員（52）が、10月20日、記者会見して明らかにしました。

集まった署名は、二度とこのようなことが起きないように、埼玉県から公安委員会などの関係機関に徹底的な検証と説明を働きかけてほしいとの要望書とともに、11月上旬にも上田知事に提出する予定とのこと。

この署名活動は、事件後、同市内で、防災無線などで不審者に対する注意や戸締まりの呼びかけがあれば事件の拡大は防げたのではないかとの声が高まったことから、9月28日に始まりました。翌29日に、同市自治会連合会が役員会で活動への協力を決め、10月16日まで市内全域で署名活動が行われました。10月20日現在の集計では、署名は3万7,663人で、同市の人口20万745人（10月1日現在）の約19%が署名に応じた計算になります。

野口会長は、これほどの数になるとは予想していなかった、関係機関の対応への不満のあらわれだと思う、市民に納得のいく説明をしてほしいと話した。署名活動中も、不審者情報があれば事件は防げたのではないかと県警と市の対応を疑問視する市民が多かったといえます。

この事件の情報提供をめぐっては、県警の貴志浩平本部長が、県議会で、住民への提供方法を検証する考えを示したほか、県議会も9月定例会最終日の決議で、関係自治体との連携・対応が不十分だったのではないかと指摘、事件の全容を徹底解明して教訓とし、警察活動に確実に生かすよう強く求めています。

上里町でも、熊谷市6人殺害事件の注意喚起、すなわち事件が発生した初期段階で、不審者や事件の情報を警察に最大限協力していただき、防災無線で積極的に伝える運用ができるようにしていただく。本庄警察署や公安委員会と町で協議して、町民の安全で安心な生活ができるよう防犯体制を確立していただきたいと思います。関根町長のお考えをお聞かせください。

(4)複式簿記の導入に備えて。

複式簿記導入に備え、公認会計士の任期付き職員の採用について。

埼玉県和光市は、監査法人に勤務する公認会計士1人を任期付き職員として採用します。任期は2015年10月1日から2018年9月30日までの3年間。総務省が地方自治体に、2017年度までに資産・負債の増減を把握できる複式簿記の採用を要請していることを受けたもので、職員の公会計に関する知識の向上につなげようとしております。

任期付き職員に採用するのは30代の男性で、現在は大手監査法人に勤務しています。10月1日から企画部財政課の職員として、新たな公会計導入に関する業務のほか、職員向けの研修も

担うとのことであります。

総務省は、自治体会計の透明化のため、2017年度までに、複式簿記のほか固定資産価格や築年数を一覧できる台帳を作成するよう求めていますので、上里町でも財務書類を活用できるようにするためには、外部の専門家の登用が必要と考え、複式簿記の導入に備え、公認会計士の任期付き職員の採用を町当局にお願いしたいと思いますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

(5)公共政策を考えることについて。

人口減少下での予算編成と財務運営について。

少子高齢化が急速に進む日本では、世代間公平と財政の持続可能性を同時に達成する財政運営が求められています。

しかし、現行の予算編成の仕組みは、財政の持続可能性のみに議論が集中する傾向が強くなっています。

原因の1つは、財政が単年度という極めて狭い時間的視野で運営されていることであります。もう一つの原因は、現在の財政が、個人の生涯で政府や自治体に支払う負担と、政府や自治体から得る受益の時間差を考慮していないことであります。

治安や国防といった政府・自治体の消費や、ダムや道路などの社会資本形成に向けた政府・自治体投資から得る受益と税金などの負担は、どの年代でも若干の変動はありますが、同程度です。個人が生涯を通じて得る受益と負担の時間差は小さいといえます。一方、年金・医療・介護といった社会保障は、保険料を負担してから給付を受けるまでの時間差が大変大きいといえます。

現在は、時間的なずれが大きい社会保障予算と、時間差が小さいそれ以外の予算を一緒に単年度で管理しています。そのため、膨張する社会保障予算を抑える財政の持続可能性に気をとられ、世代間格差の是正に目を向ける余裕がなくなってしまう。

これを解決するには、各世代の生涯での負担を把握する世代会計を、来年度の予算編成に上里町でも組み込んでもらうことが必要と思いますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

また、その上で、社会保障予算とそれ以外の予算を厳格に区分し、改革の核である社会保障予算については、単年度ではなく中長期的で管理する必要があると思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

もう一つの手段が、世代会計を参考に数年間の歳出枠を定めるマクロ予算フレームです。例えば、世代会計や内閣府が推計した慎重な将来の経済見通しなどを参考に、今後3から5カ年程度の歳出枠を政治主導で決める方法などがありますが、関根町長のマクロ予算フレームに対するお考えをお聞かせください。

いずれにせよ、人口減少下での予算編成と財政運営については、世代間格差の是正及び財政の持続可能性を同時に達成できるよう切に要望いたします。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤 裕君） 10番新井實議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 新井議員の質問に順次お答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、1の上下水道の管理と運営についてのうち、漏水音を高精度探知できる漏水発見器の導入についてのお尋ねでございます。

漏水に関しましては、40年以上経過している旧簡易水道組合の配水管を現在も使用しており、給配水管の経年劣化等により発生するものと考えております。この自然漏水であります。平成26年度は、公道上での漏水が46件、民地内で79件、合計125件の自然漏水が発覚し改善を行ったところでございます。しかしながら、平成26年度の有収率は下げ止まってはいるものの、74.36%と低迷をしておるところでございます。

自然漏水対応策としては、民間企業への業務委託と、水道担当職員による現場調査で対応しております。

まず、業務委託では、漏水の発生が多い塩化ビニール管の布設箇所を抽出し、音聴機器で漏水と思われる箇所の特定制を行いまして、そしてアスファルトをドリルでせん孔して漏水の発見を行っております。また、水道職員は、通常業務の中で路面状態などの変異を探して、漏水の可能性が高い箇所については音聴探査を行っております。

漏水原因である老朽管対策といたしましては、事業収益のバランスを考えた計画的な水道管の布設替えを行うことにより、有収率改善を目指しておるところでございます。

漏水の発見方法に関しましては、効果的な方法を思案しているところでございますが、今後は東京水道サービスの漏水発見器を使用した検査も検討し、漏水の発見効率の向上や有収率の改善に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、上水道事業の民間企業への一括委託についてでございますが、上里町水道事業では、安定した検針業務実施のため、平成26年度より水道メーターの検針を民間企業に委託し、迅速で確かなサービスを提供しております。また、浄水場施設管理につきましても、業務委託による設備の維持管理を行い、民間企業の優れた監視技術により、24時間安定した水量と安全な水質を維持しておるところでございます。さらに、今年度では、上下水道の未納料金の徴収に伴う給水停止などにつきましても民間委託を実施し、企業に蓄積された知識を活用し、迅速かつ効果的な対応を行っておるところでございます。

御質問の一括委託の方法として、包括委託といわれる方法をとる事業者が増えてきております。これは、1つの民間業者が複数業務を複数年契約で行う等の受注方法で、業務の効率化や経費の節減などを目的とした委託方法でございます。

今後も、上下水道事業につきましては、民間委託が可能な業務は、近隣市町の同規模の事業者の状況を見守りながら、将来に向けた安定した事業継続のため、一括委託につきましても勉強していきたいと、このように考えておるところでございます。

水道事業の今後の経営につきましては、民間企業などの大口需要者の減少、そして一般家庭ではライフスタイルの変化などにより、営業収益は伸び悩んでいるところでございます。このため、施設更新や維持管理などにおきましては、今まで以上に効率化が求められていると考えております。

現在、水道事業では、平成26年度、27年度の2カ年をかけて水道ビジョンを策定しております。26年度は主にアンケート調査、27年度では有識者による策定検討会で、水道利用者の幅広い意見を直接いただいております。

この水道ビジョンは、事業運営計画や水道管の効率的な耐震計画及び財務分析などを行い、現状の評価と将来の構想を検討しています。また、策定により経営改善やコスト縮減の可能な箇所の検証を行い、人口減少、大口需要の低下などに対応できる経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

続いて、2番の会計検査院調査について、の公立小・中学校の校舎や設備の点検状況を会計検査院が調べたところ、法律で定められた建築点検を行っていない学校が多数あったことについての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

建築基準法、消防法に基づく点検の実施とその後の対応についてでございますが、学校施設の劣化状況等を適切に把握し計画的に整備を行うために必要なものと認識しております。

公立小・中学校における点検状況でございますので、教育長に答弁をさせていただきたいと思っております。

続きまして、3番の熊谷殺傷事件の注意喚起について、熊谷市で9月に3軒で6人が殺害された事件をめぐり、県警や市からの注意喚起や情報提供についての対応についての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

9月に発生した熊谷市での連続殺人事件は、大変痛ましい事件でございました。

警察の対応につきましてはさまざま議論がなされており、情報共有の面での住民に対する対応が問われておるところでございます。

現在、事件や行方不明者等の防災無線放送を使用しているの周知につきましては、本庄警察署からの依頼により放送をしておるところでございます。また、県北地域では、北部地域防犯のま

ちづくり担当者会議を行っており、大里郡、児玉郡の各市町の担当者や管内各警察署、県警本部や県教育委員会が参加し、定期的に情報交換等を行い、連携をとっておるところでございます。

今後は地域の防犯活動として、行政区を中心として行っていただいております防犯パトロール隊等に対して必要な情報を提供するなど連携をとりながら、安全安心な町づくりに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、複式簿記導入に備えてについての、複式簿記導入に備え、公認会計士の任期付き職員の採用についてでございます。

財務諸表につきましては、現在、総務省改訂方式による財務諸表を作成し、ホームページなどにおいて公表しているところでございます。

議員の御質問にもありましたとおり、統一的な基準により地方公会計の整備促進を平成29年度までに行うよう要請があり、町では、統一的な基準による地方公会計の整備のため、庁内での体制検討を行ったところでございます。

新たな地方公会計の導入に際しましては、全国的な課題の1つに、固定資産台帳の整備が挙げられております。また、会計方式につきましては、現行の単式簿記そのままに、住民や議会、外部に対する財務情報のわかりやすい開示を目的として行われるものでありますので、会計方式が複式簿記に変わるわけではなく、複式簿記による資産、負債、純資産の状況を明らかにした公表用財務資料の考え方の一元化が図られるものでございます。

議員のおっしゃられるとおり、公認会計士を任期付き職員として雇用するといったことも1つの方法であります。和光市においては、全職員が伝票処理を複式簿記に対応した処理方法を行うものと思われまますので、その処理する伝票数により市町村の対応に違いがあることが考えられることから、上里町の規模の会計処理方式にて検討をする必要があると思っておるところでございます。

この際、会計処理に当たりましては、日々仕訳方式と期末一括処理方式がございまして、期末一括処理方式による単式簿記の会計処理情報を複式簿記に変換する場合には、パソコンのソフトにより、概ね80%から90%は一括変換できると聞いているところでございます。

町といたしましては、期末一括処理方式により財務諸表を作成することを念頭に置いていることから、当面は、自治人材開発センター等の研修を受講しながら、町職員の財務スキルの向上により、円滑な新制度の導入に対応できるものと考えておるところでございます。

次に、公共政策を考えることについて、人口減少下での予算編成と財政運営についてでございます。

平成25年1月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の将来推計人口によりますと、

平成22年度の国勢調査人口と比較して、平成32年度の見込みでは、全国の総人口は概ね9%減少、60歳以上の人口比率は概ね9%増加になる見込みということでございます。

少子高齢化が加速している中で、政府は社会保障経費の増加に対する警戒感を強めていることから、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引き上げによる充実分に相当する水準におさめることを目指す。」としておるところでございます。

御承知のとおり、本町におきましても、社会保障経費は増加する傾向にあります。議員の御提案の世代会計は、より高齢な世代になるほど負担に比べて受益が相対的に大きいという現在の制度のアンバランスな構造に着目し、是正を図るものでございます。

一方、世代会計の導入には、世代間格差の実態を明らかにし、コストをどの世代が負担しているかを可視化する必要があることなど、1つの地方公共団体が単独で取り組むには課題が多いと考えておるところでございます。

しかしながら、町の社会保障経費は増加傾向にあることから、単年度の予算、決算状況のみに着目するのではなく、高齢者世代及び子育て世代を含めた若年層への行政サービスのバランスを考えるとともに、各世代における負担と受益の状況につきましては、中長期的な動向を注視していく必要があるものと認識をしておるところでございます。

さらに、議員から御提案のあったマクロ予算フレームに関しましては、町の主要な事業について、今後の事業計画を管理していく取り組みを進めているところでございますが、特に町の現状をミクロレベルで見ますと、道路整備や学校整備といった当面の課題に財源を重点的に充てている状況でございます。大きな負担を伴う事業につきましては、総事業費を抑制するとともに、年度間の均衡を図るなど計画的に進めていくことが重要と考えておるところでございます。

今後も、国の示す中期財政フレームや各種方針、戦略などに沿った形での財政運営を心がけ、社会保障経費と投資的経費のバランスとともに高齢者世代及び子育て世代の負担と受益のバランスを考慮しながら、住民の皆さんの付託に応えるように財政運営に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 新井實議員の私に対する質問、会計検査院調査について、公立小・中学校の校舎の設備の点検状況を会計検査院が調べたところ、法律で定められた建築点検

を行っていない学校が多数あったことについての御質問にお答え申し上げます。

まず、消防法第17条に基づく消防点検は、機器点検を6カ月に1回、総合点検を年に1回及び消防長への点検結果報告を3年に1回実施しておるところでございます。点検後は、結果報告書において要是正となった項目については、緊急性や重要性を考慮し、順次改善を行ってき
ておるところでございます。

次に、建築基準法第12条に基づく建築点検は、建築主事を設置する特定行政庁に実施義務が課せられるものであります。建築主事は、政令で指定する人口25万人以上の市に設置されるもので、上里町には建築主事は配置しておりません。このように建築主事を置かない市町村は、都道府県知事が指定した建築物及び建築設備を点検することになります。

しかし、埼玉県は指定建築物から公立小・中学校を除いているため、上里町では指定建築設備である昇降機（給食用ダムウエーター及びエレベーター）の点検のみを年1回実施しておるところでございます。なお、昇降機について、現在、是正の報告は受けておりません。

埼玉県では、会計検査院の公表を受け、10月に建築基準法第12条点検等の実施状況調査を行っております。町では、この調査により指定のない学校施設の老朽化対策に取り組むことが必要であると考えたところでございます。どのような取り組みができるか、今後検証してまいりたいと考えております。

また、上里町教育委員会では、児童・生徒の安全安心な学習環境の確保を図るため、老朽化等による危険状況を回避すべく、建物の維持管理や現在実施している法定点検等を継続的に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） どうも、町長、教育長には詳細な御答弁ありがとうございました。何点が再質問させていただきます。

(1)の上下水道の管理と運営についてというほうから質問させていただきます。

先ほど町長のほうから、漏水音を高精度探知できる漏水発見器の導入については前向きに検討してくださるといふ御答弁をいただきました。

私もまだ、これは果たして東京水道サービスが売ってくれるものやら、それから、ずっと貸してくれるものかは、はっきりまだその辺が、新聞で読んだ限りではっきりわかっておりませんけれども、とにかく、今、町がいろいろ、町長が答弁された漏水のチェックをする方法とはだいぶ技術的に先端技術で、もう瞬間的に、もう3秒というようなあれで20メートル四方の漏水がわかるというようなそういう高度、高精度の探知機でありますので、是非前向きに、どん

なかの形でこの漏水発見器を導入していただきたいと思いますが、町長の見解をよろしく願います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この漏水の発見方法に関しましては、効果的な方法を思案しているところでございますけれども、先ほどもお話し申し上げましたけれども、東京水道サービスの漏水発見器は非常に効率がいいというようなお話もいただいたわけでございますけれども、実際のところ、まだまだその詳しい状況はわかっておりません。

多分貸していただけるんだろうと、そんなようなことも聞いておるわけでございますけれども、いろいろそういうものも調査検討して、漏水の発見の効率の向上をして有収率の改善に努めてまいりたいと、このように考えております。

議長（伊藤 裕君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） どうもありがとうございました。

続いて、有収率の、先ほど町長の答弁で、上里町は余り数字が、74.36%ですか、26年度ですか。東京都は九十何%、大阪は90%等々と比べると、だいぶ有収率が落ちちゃっているんですけども、この有収率が70%台ということについて、今後の対応と対策をどのように考えていられるか、町長に所見をお願いします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町の水道は、簡易水道組合が合併して、先ほども申し上げましたけれども、40年が経過してあるわけでございます。その中には、全部屋敷の中を通過しているという箇所もございまして、全部道路側に出されてまだおらない、そういう中でございまして、なかなか漏水している箇所が発見しづらい、そういう箇所が多いために有収率が非常に低くなっているということでございます。現在は74.3%ということで、昨年、今年、非常に漏水箇所を発見しまして、そこを修理しましたから下げ止まってはいるものの、非常に有収率が低いという状況にあるわけでございますけれども、今後、予算と相談しながら、順次そういった個人の屋敷を通過しているそういうものを道路端に出しながら、有収率の効率の高い管に布設替えをしていきたい、このように考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） 続きまして、上下水道の民間企業への一括委託について、先ほど町

長の答弁を伺いましたところ、業務内容によって民間委託をだいがされているようでございますが、今後、先ほど町長も言っておられました包括委託、一括委託にしたほうが、私は効率がだいいいと思うんですけれども、その辺について、町長の今後の中長期的な見通しの中でどのようにお考えになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話し申し上げたんですけれども、御質問の一括委託の方法といたしましては、包括委託といわれている方法をとる事業者が非常に増えている。これは1つの民間業者が複数業務を複数年契約で行う等の受注方法で、業務の効率化や経費の節減などを目的とした委託方法をとっているということでございます。

今後も上下水道事業につきましては、民間委託が可能か、可能な業務は近隣市町の状況を踏まえながら、見極めた状況の調査をした中で、将来に向かって安定した事業継続のため、一括委託につきましても今後とも勉強させていただきたいと、このように考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） ありがとうございます。

続きまして、会計検査院の調査について質問させていただきます。

先ほど、下山教育長から大変詳細な答弁していただきましたけれども、上里町は、小・中学校は文科省のそういう指定されるような学校の中には人口密度からして入っていないと、そういう考えの中で、町は町なりに法律に則って建築点検や消防点検等々を実施されているようなお話を伺いましたけれども、私どもも7月でしたか、文教厚生常任委員会で各小・中学校を視察研修させていただいたんですけれども、今、上里中学は、もう校舎も建て替えて特別教室も終わり、今、体育館もまた新しいものができる。集中的に今現在の上里町の学校建築の中では、上里中学の結局改築ですか、そこに焦点が当たっていると思うんですけれども、実際私たちが長幡小学校や七本木小学校、東、神保原、賀美小学校、北中等々も回ってみて、外壁がかなり、外壁の塗料ですか、それがだいが剥がれちゃってセメントがもう見えちゃっているようなところがだいが、外壁の経年劣化というんですかね、そんなようなあれがあるんで、また排水管なんか2階、3階のを見ると、みんなパイプで下へ降りているんですけれども、ねじ切ったところは真っ赤っかに赤くなっちゃって錆びていたり、プールを見ればプールで塗料が剥げちゃったりいろいろひびができていたり、そういう等々、自分なりには思いついたんですけれども、今後、5年、10年、15年、20年と計画の中で、計画的に年次計画を立てて中長期的

に、やっぱり学校の結局補修とか修理はしていかないと、中途半端なお金では相当面積も広いものですからできないと思いますので、私としては、5年、10年計画を立ててきちんと、やっぱり経年劣化している校舎やほかの施設整備等々もやっていただきたいと思うんですけれども、その辺について教育長の見解をお聞かせください。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 町内の小学校の校舎や体育館の耐震補強の対策は、平成25年度に完了しておるわけでございます。また、上里中学校の耐震化改修も平成28年の体育館完成により終了予定となっておりますわけでございます。

今後は公共施設アセットマネジメントに基づき、平成28年度に策定される上里町公共施設等総合管理計画を踏まえて、中長期的な対策に取り組むべき中長期的な計画を検討してまいりたいと、このように思っておるところでございます。

新井議員もおっしゃってありましたけれども、外壁の剥がれや汚れ等も、私もつぶさに見ておるわけでございますので、中長期的に計画をしてまいりたいと、このように考えております。

議長（伊藤 裕君） 10番新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

10番（新井 實君） どうもありがとうございました。

続きまして、熊谷殺害事件の注意喚起について、ちょっとお伺いしたいと思います。

最近、防災無線で、上里でもこの間、本庄市で、本庄市の新幹線の北側のベイシアで何か強盗事件があって、刃物を持った人が逃走しているというそういうことを防災無線で流してくれてもらってあります。また、その前にも11月にも深谷でコンビニ強盗が入って、やっぱり刃物を持った者が逃走している等々、上里町でない事件についても、ここ一、二カ月放送されるようになってまいりました。

とにかく、この熊谷の6人殺傷事件については、当初はこの事件で犯人が逮捕されるまで防災無線の放送はないような中で、結局、最終的には3軒で6人の死傷者が出た等々の話になったわけでありましてけれども、警察としては、やっぱり犯人、不審者または不審者情報とか、それから被疑者情報等々、非常に公開しがたい、取り調べの関係上、そういうことはあると思いますけれども、

そして、上里町としても、今後、町では事件は起こっておりませんが、県や県の公安

委員会、それから本庄警察、それから上里町等々連絡し合って、緊急に警察でも情報を流してもらいたいような、あるいは警察から積極的にやっぱり自治体のほうに連絡して、防災無線で流していただければ、結局戸締まりして鍵を閉めてうちの中にいたり、また、小学生や中学生が塾へ行ったり遊びに行ったり等々のときも、すぐ情報が伝われば、やっぱりかなり災害は防げると思いますので、是非私としては、警察や公安委員会とタイアップして連携して町の安全安心を、これから是非事故が起こらないようにしていただきたいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 現在、町内外で起こった事件につきましては、本庄警察署から電話やファクスで情報をいただいております。その内容につきましては検討させていただき、防災無線での放送や、地域安全安心まちづくり推進委員さんに、その事件のあった場所を重点的に巡回していただいております。

しかし、事件の細かい内容につきましては、捜査上の問題もあって、なかなか難しい部分もあるのではないかと考えておりますが、今後とも本庄警察署と連携を密にしながら、町民が安心して暮らせるような町づくりに取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 10番新井實議員の一般質問を終わります。

以上をもって、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

散 会

議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時20分散会